

チューリッヒの スーパー自動車保険約款

普通保険約款／特約条項

チューリッヒ保険会社

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

ご契約の皆様へ

このたびは当社のスーパー自動車保険にご契約いただきありがとうございました。
保険証券をお届けしますので、念のためご契約内容をお確かめのうえ、大切に保管してください。
この小冊子には、ご契約上大切なことがらが記載されております。
ご一読のうえ保険証券とともに保管してご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

- 自動車保険では、無事故の契約者との保険料負担の公正化を図るため、保険金をお支払いする事故を起こされた場合には、翌年度以降のご契約の保険料が高くなる制度を実施しております。（事故の件数や形態により、保険料が高くなる期間が異なります。）
くわしくは当社カスタマーケアセンター（電話料金無料0120-860-234）にご相談ください。
- 運転者年齢条件が「21歳以上補償」または「26歳以上補償」または「30歳以上補償」の条件でご契約されている場合は、それぞれ「21歳未満」または「26歳未満」または「30歳未満」の運転者が事故を起こしたときは保険金をお支払いできません。
※記名被保険者が個人の場合、別居の未婚の子およびご家族以外の方は、年齢を問わず補償いたします。（運転者を限定してご契約の場合は、限定された運転者以外の方が運転中の事故は補償されません。）
- 運転者を限定してご契約の場合（「運転者家族限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を付帯して契約の場合）、限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合には保険金をお支払いできません。
- 当約款記載の特約条項については、保険証券に記載された特約条項のみが適用されます。

お願い

- 万一事故を起こしたときは下記の順ですみやかに処置してください。
①警察への届け出
②当社緊急ヘルプデスク（電話料金無料0120-860-001）へのご連絡
- とりわけ、対人賠償事故のときは、遅滞なく当社にご連絡ください。
早いご連絡は早い解決になります。

※事故の円滑・迅速な解決のためにも、被害者の方に対しては、お見舞いなど誠意をもって対応していただくようお願いいたします。

【重要】保険始期が2024年12月31日以前のご契約について
2024年12月31日以前の始期日のご契約では、スーパー自動車保険普通保険約款第5章車両条項（17頁）の〈用語の定義〉のうち、以下のとおり一部規定の取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- 「車載充電ケーブル」の規定⇒適用しません。
- 「付属品」の規定を以下のとおり読み替えます。

付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器その他これらに準ずる物を含みます。 ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等である場合の被保険自動車に付属するホース
-----	--

チューリッヒのプライバシー・ポリシーについて

チューリッヒでは、お客さまの個人情報を本保険引受けおよび保険金支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険・サービスの提供および保険商品等の開発調査のために利用します。お客さまからの信頼を第一と考え、チューリッヒ・インシュアランス・グループの指針および我が国の関連法規・規定を遵守しながら、お客さまの個人情報の適正な管理、利用およびその保護に努めております。チューリッヒのプライバシーポリシーの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.zurich.co.jp>）でご確認ください。

チューリッヒ保険会社

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

目次

スーパード自動車保険普通保険約款

第1章 対人賠償責任条項	1
第2章 対物賠償責任条項	3
第3章 人身傷害条項	6
第4章 人身傷害定額払条項	14
第5章 車両条項	17
第6章 基本条項	19

特約条項

(1) 運転者家族限定特約	30
(2) 運転者本人・配偶者限定特約	30
(3) 運転者年齢21歳以上補償特約	30
(4) 運転者年齢26歳以上補償特約	31
(5) 運転者年齢30歳以上補償特約	31
(6) 車両危険限定補償特約	31
(7) 車両危険限定補償特約（全損のみ補償型）	32
(8) 車両事故免責金額ゼロ特約	32
(9) 車両事故免責金額ゼロ特約（車対車事故のみ）	33
(10) 事故時代車提供特約	33
(11) 車両盗難補償外特約	35
(12) 対物差額修理費用補償特約	36
(13) ファミリーケア特別見舞金特約	37

(14) 原動機付自転車に関する特約（人傷型）	38
(15) 原動機付自転車に関する特約（自損型）	39
(16) 人身傷害車外危険補償特約	45
(17) 人身傷害定額払車外危険補償特約	47
(18) 車内身の回り品補償特約	48
(19) 弁護士費用等補償特約	51
(20) 日常生活家族傷害補償特約	55
(21) 個人賠償責任補償特約	62
(22) 地震・噴火・津波による車両全損時一時金 支払特約	67
(23) 地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金 支払特約	69
(24) 他車運転危険補償特約（人傷型）	72
(25) 被害者救済費用補償特約	74
(26) 保険料分割払特約	77
(27) クレジットカードによる保険料支払に関する 特約	79
(28) 通信販売に関する特約	80
(29) インターネットによる契約に関する特約	81
(30) 継続契約の取扱いに関する特約	83
(31) 保険証券の不発行に関する特約	84

◎ご契約の内容に変更があった場合は

ご契約後、つぎのような場合が生じたときは、当社へご連絡（通知）ください。速やかに手続をいたします。ご連絡がない場合は、保険契約が解除となること、または、事故が発生しても保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(1) 遅滞なくご連絡（通知）いただく事項

- ① 保険契約者または記名被保険者のご住所を変更する場合
- ② 被保険自動車の用途・車種または登録番号もしくは車両番号を変更する場合
- ③ 被保険自動車の使用目的を変更する場合
- ④ 被保険自動車の年間予定走行距離を変更する場合
- ⑤ 過去13ヶ月以内に被保険自動車に締結されていた自動車保険契約（共済契約を含む）の事故件数および事故有係数適用期間に変更があった場合

(2) あらかじめご連絡（通知）いただく事項

- ① 被保険自動車の譲渡
- ② 被保険自動車の車両入替
- ③ 年齢条件の変更
- ④ 記名被保険者の変更
- ⑤ 車両価額の著しい増加・減少による保険金額変更
- ⑥ 上記のほか、特約の追加等を含む契約条件変更

◎お引受けができる保険の対象の範囲（引受範囲）

ご契約締結後に通知事項について、次の事項に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。引受範囲外となり、その時に隣に発生した事故については保険金をお支払いできません。またご契約を解除させていただきますことがあります。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外となった場合
- ② ご契約のお車をレンタカーまたは教習車として使用する場合

◎事故の際の手続は

1. まず被害者の救護、そしてご連絡を

- (1) 事故が発生した場合には、まず被害者の救護措置をとり、管轄の警察への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、直ちに当社にご連絡ください。

なお、人身事故の場合には、警察への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いいたします。

- (2) その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。

- ① 事故状況
- ② 被害者の住所および氏名
- ③ 目撃者がいる場合は、その方の住所および氏名
- ④ 損害賠償請求を受けた場合は、その内容

上記のご通知がないと、保険金をお支払いできないことがありますのでくれぐれもご注意ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前当社にご相談ください。

(1) 事故にあったお車を修理される場合

修理に着手される前に必ず当社の承認を得てください。なお、部分品（バンパー等）の損傷などお車が補修可能な場合は、原則として補修していただきます。当社が承認をする前に修理に着手された場合、または補修可能な場合に部品交換による修理をされたときには、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(2) 被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社の承認を得てください。当社が承認しないうちにご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(3) 損害賠償請求に関する訴訟を提起される場合、または提訴された場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

3. 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただくことになります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がありませんと発行されませんので、事故が起こった場合にはまず事故届けをすることが大切です。

特約条項一覧表

下記の特約は、ご契約条件により自動的に付帯されます。

ご 契 約 条 件		自動付帯される特約	番号	頁
すべてのご契約	→	他車運転危険補償特約（人傷型） （注）記名被保険者が個人の場合のみ	(24)	72
	→	被害者救済費用補償特約	(25)	74
	→	継続契約の取扱いに関する特約	(30)	83

下記の特約は、ご契約時のお申し出またはご契約内容により付帯されます。

	ご 契 約 の 内 容		付 帯 さ れ る 特 約	番号	頁
運転者の条件の設定	運転者を記名被保険者のご家族に限定される場合	→	運転者家族限定特約	(1)	30
	運転者を記名被保険者ご本人とその配偶者に限定される場合	→	運転者本人・配偶者限定特約	(2)	30
	運転者を21歳以上に限定される場合	→	運転者年齢21歳以上補償特約	(3)	30
	運転者を26歳以上に限定される場合	→	運転者年齢26歳以上補償特約	(4)	31
	運転者を30歳以上に限定される場合	→	運転者年齢30歳以上補償特約	(5)	31
車両保険について	車対車の衝突等の事故で相手自動車を確認できる場合および盗難や火災など主にお車の走行に起因しない事故に限り保険金をお支払いする場合	→	車両危険限定補償特約	(6)	31
	お車が全損となった場合に限り保険金をお支払いする場合	→	車両危険限定補償特約（全損のみ補償型）	(7)	32
	事故形態にかかわらず、本来適用されるべき免責金額について免責金額が5万円のときに限り免責金額をゼロとする場合	→	車両事故免責金額ゼロ特約	(8)	32
	車対車の衝突等の事故で、本来適用されるべき免責金額について免責金額が5万円のときに限り免責金額をゼロとする場合	→	車両事故免責金額ゼロ特約（車対車事故のみ）	(9)	33
	車両保険金が支払われる場合で、お車の修理または買替え期間に代車を提供する場合	→	事故時代車提供特約	(10)	33
	盗難損害について保険金をお支払いしない場合	→	車両盗難補償外特約	(11)	35
	相手自動車の時価額（対物賠償責任額）を超えた修理費用を補償する場合	→	対物差額修理費用補償特約	(12)	36
人身傷害定額払保険の特 別見舞金について	人身傷害定額払保険で記名被保険者または一定のご家族を被保険者とする死亡保険金または後遺障害保険金（第1級～第3級）が支払われるときに、あわせて特別見舞金をお支払いする場合	→	ファミリーケア特別見舞金特約	(13)	37
原動機付自転車について	原動機付自転車を運転中の対人・対物・人身傷害事故（無保険車事故を含む）を補償する場合	→	原動機付自転車に関する特約（人傷型）	(14)	38
	原動機付自転車を運転中の対人・対物・自損事故・無保険車事故を補償する場合	→	原動機付自転車に関する特約（自損型）	(15)	39
人身傷害保険について	ご契約のお車に搭乗中以外の事故について、人身傷害保険をお支払いする場合	→	人身傷害車外危険補償特約 （注）記名被保険者が法人の場合は付帯不可	(16)	45
人身傷害定額払保険につ いて	ご契約のお車に搭乗中以外の事故について、人身傷害定額払保険をお支払いする場合	→	人身傷害定額払車外危険補償特約 （注）記名被保険者が法人の場合は付帯不可	(17)	47
車室内の身の回り品につ いて	車内等の身の回り品損害を補償する場合	→	車内身の回り品補償特約	(18)	48
弁護士費用等について	被害事故について、加害者との交渉を弁護士等に依頼（法律相談を含みます。）したときに生じる費用をお支払いする場合	→	弁護士費用等補償特約	(19)	51
家族の傷害について	記名被保険者およびそのご家族が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いする場合（契約内容により「本人のみ補償型」「夫婦のみ補償型」など、被保険者の範囲が異なります。）	→	日常生活家族傷害補償特約	(20)	55
個人の賠償責任について	日本国内の日常生活に起因する偶然な事故により被保険者が第三者に対して損害賠償責任を負った場合	→	個人賠償責任補償特約	(21)	62
地震等の保険について	地震・津波等により、お車が全損となった場合に、臨時に生じる費用をお支払いする場合	→	地震・噴火・津波による車両全損時一時金支払特約	(22)	67
	記名被保険者およびそのご家族が、地震・津波等により死亡した場合に保険金をお支払いする場合（契約内容により「本人のみ補償型」「夫婦のみ補償型」など、被保険者の範囲が異なります。）	→	地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約	(23)	69
保険料分割払いについて	保険料を分割してお支払いいただく場合	→	保険料分割払特約	(26)	77
クレジットカード払いに ついて	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく場合	→	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	(27)	79
契約方法について	電話、ファクシミリ等の通信手段により保険契約の申し込みの意思表示をする場合	→	通信販売に関する特約	(28)	80
	インターネット通信により保険契約を申し込む場合	→	インターネットによる契約に関する特約	(29)	81
保険証券の不発行について	保険証券を発行しない場合	→	保険証券の不発行に関する特約	(31)	84

スーパー自動車保険普通保険約款

第1章 対人賠償責任条項

<用語の定義>

この対人賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することを行い、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- （2）当会社は、1回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- （注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
 - ⑩ 被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、または被保険自動車^{けん}が、危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車^{けん}を牽引すること。
（注1）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。
（注5）競技または曲技のための練習を含みます。
（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
（注7）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
（注8）家事を除きます。
- （2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務（注）に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務（注）に従事中的他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。
（注）家事を除きます。
- （4）当会社は、（3）⑤の規定に関わらず、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中的他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）この対人賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する

者とします。

① 記名被保険者

② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注１）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故に限りです。

⑤ 記名被保険者の使用者（注２）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者（注２）の業務に使用している場合に限りです。

（注１）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

（注２）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

（２）この対人賠償責任条項の規定は、前条（１）①の規定を除き、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第８条（支払保険金の計算）（１）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条（当会社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第５条（当会社による解決）

（１）被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

（２）（１）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額（注）の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（１）対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ （３）に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（注）を超えることが明らかになった場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（３）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責保険等によって支払われる金額（注）	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	----------------------	---	--------------------------------	---	-------

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（５）（２）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第７条（費用）

（１）保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手續をするために要した費用

③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用

④ 対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第５条（当会社による解決）（２）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手續をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

（２）当会社は、被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であつて、生命または身体を害された者が、次のいずれかに該当するときは、（１）の費用のほか、次の額を臨時費用として被保険者に支払います。

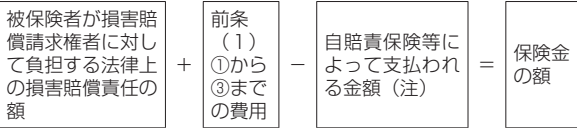
① 対人事故の直接の結果として死亡したときは、１名につき10万円

② 対人事故の直接の結果として20日以上入院したときは、１名につき2万円

第８条（支払保険金の計算）

（１）１回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につ

き、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。



- (注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条(1) ④および⑤の費用
 - ② 前条(2)の費用
 - ③ 第5条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第9条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第4条(当会社による援助)または第5条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第6条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注) 利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第6条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (注) 利息を含みます。
- (4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 基本条項第21条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第10条(先取特権)

- (1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第7条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 対物賠償責任条項

＜用語の定義＞

この対物賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付リフトおよびガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。 なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物(注)、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 (注) その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
 - ⑩ 被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、または被保険自動車が、危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車（けんひしや）を牽引すること。
- （注1）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。
（注5）競技または曲技のための練習を含みます。
（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
（注7）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
（注8）家事を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この対物賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）。ただし、その責任無能力者に関する対物事故に限ります。
 - ⑤ 記名被保険者の使用者（注2）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者（注2）の業務に使用している場合に限り、（注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
（注2）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。
- (2) この対物賠償責任条項の規定は、前条（1）①の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第8条（支払保険金の計算）（1）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条（当会社による援助）

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第5条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。
（注）弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を前らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 (注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
----------------------------------	---	-------------------------------	---	-------

- (4) 損害賠償請求者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当社が損害賠償請求者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1 回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2) ④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6) ②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 (注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第7条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
- ④ 被保険自動車に積載していた動産(注2)が偶然に落下したことに起因して、落下物を取片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
- ⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用
- ⑥ 対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第5条(当会社による解

決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
 (注1) 収入の喪失を含みません。
 (注2) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第8条(支払保険金の計算)

- (1) 1 回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から⑥までの費用	－	被保険者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	=	保険金の額
----------------------------------	---	-------------	---	--	---	-------

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条⑥および⑦の費用
 ② 第5条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第9条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第4条(当会社による援助)または第5条(当会社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1 回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第6条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
 (注) 利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第6条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書、同条(7)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
 (注) 利息を含みます。
- (4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。
 (注) 利息を含みます。
- (5) 基本条項第21条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第10条(先取特権)

- (1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
 (注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求者に対してその損害の賠償をする前に、被

- 保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注２）
- （注１）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注２）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第７条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第７条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 3 章 人身傷害条項

<用語の定義>

この人身傷害条項（別紙 人身傷害条項損害額算定基準を含みます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
一家の支柱	現にその者の属する家庭の生計を維持すべき収入の大部分を得ている者で、物的・精神的にその者が失われる事によって、その家庭の生活が著しく困難になる者をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいい、次のいずれかに該当するものとします。 ① 別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害 ② 別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの
自動車	原動機付自転車を含みます。

自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
自由業者	報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第１項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
施術	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づいて被保険者の骨折、脱臼、打撲（注１）または捻挫に対して柔道整復師が行う施術 ② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づいてあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術（注２） （注１）いわゆる「肉離れ」を含みます。 （注２）治療を受けている被保険者が、その医師の指示または監督・管理の下に受ける施術であって、かつ、治療が必要であるにもかかわらず、病院または診療所に治療のための施設がない等の事情により治療を受けることができない場合において、その事情がなければ被保険者が引き続き受けたであろう治療行為に相当するものに限ります。
施術者	施術を行う者であって、被保険者以外の者をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けること。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 ② 施術が必要な場合において、施術者の施術所にて、または往療により、施術を受けること。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が

	同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	第1条(2)に規定する人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金額	保険証券の「人身傷害条項」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
保険金請求権者	第1条(2)に規定する人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注)被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
所有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める所有者をいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。 ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、すべての相手自動車が次のいずれかに該当するときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無制限以外の場合
無保険車事故	無保険自動車の運行に起因する事故により、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることをいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- （2）（1）の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることをいいます。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- （3）（2）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を

- 含みます。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- （4）（2）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 細菌性食中毒
 - ② ウイルス性食中毒
 - ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- （5）（1）の損害の額は、第4条（損害額の決定）に定める損害の額とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
(注)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （2）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。
(注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- （4）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 - ⑦ 被保険自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- （注6）道路運送車両の保安基準第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目

を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注7）家事を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
 - ② ①以外の者で、被保険自動車の所有者
 - ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）②または③のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第1条（保険金を支払う場合）（2）の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
- （4）この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、別紙人身傷害条項損害額算定基準および（2）規定により算定された金額（注）の合計額とします。
- ① 傷害
治療が必要であること。
 - ② 後遺障害
別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じたこと。
 - ③ 死亡
死亡したこと。
- （注）賠償義務者がある場合において、自賠責保険等によって支払われる金額を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。ただし、この場合における自賠責保険等によって支払われる金額は、自賠責保険等がないとき、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額があるときは、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （2）次のいずれかに該当する事由により、第1条（保険金を支払う場合）（2）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害額とします。
- ① 被保険者が第1条（2）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病が影響したとき、または同条（2）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病が影響したとき。
 - ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは被保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第5条（費用）

- （1）保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

- （2）被保険者が次のいずれかに該当するときは、（1）の費用のほか、保険金請求権者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 人身傷害事故の直接の結果として死亡したとき
- ② 人身傷害事故の直接の結果として20日以上入院したとき

第6条（支払保険金の計算）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条（損害額の決定） の規定により決定される 損害額	+	前条（1） ①および②の費用	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------------	---	-------

- （2）（1）の規定にかかわらず、次の①から⑥までのいずれかに該当するものがある場合には、第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条（損害額の決定） の規定により決定される損害 額	+	前条（1） ①および② の費用	-	次の①から⑥ までの合計額	=	保険金 の額
-----------------------------------	---	-----------------------	---	------------------	---	-----------

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 - ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた金額（注1）
 - ⑤ 第4条の規定により決定される損害額および前条（1）①および②の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑥ ①から⑤までのほか、第1条（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）
（注1）労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
（注2）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、判決または裁判上の和解（注1）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙人身傷害条項損害額算定基準と異なる裁判上の基準によって算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算定される損害の額（注2）が第4条（損害額の決定）の規定により決定される損害額を超えるときは、第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- ① （1）に定める保険金の額および（2）①から⑥までの額の合計額が裁判上の基準により算定される損害の額（注2）および前条の費用の合計額を超過する場合

$$\left(\boxed{\text{(1) に定める保険金の額}} - \left(\boxed{\text{(1) に定める保険金の額}} + \boxed{\text{(2) ①から⑥までの合計額}} \right) - \left(\boxed{\text{裁判上の基準により算定される損害の額(注2)}} + \boxed{\text{前条(1) ①および②の費用}} \right) \right) = \boxed{\text{保険金の額}}$$

② ①以外の場合

(1)の算式

(注1) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

(注2) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(4) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条(2)の臨時費用を支払います。ただし、1回の人身傷害事故につき、次の額とします。

① 同条(費用)(2)①に該当するときは、10万円

② 同条(費用)(2)②に該当するときは、2万円

第7条(支払限度額に関する特則)

(1) 当会社は、次のいずれにも該当する場合は、前条(1)から(3)までのただし書(注)の規定は適用しません。

① 第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する人身傷害事故が無保険車事故に該当する場合

② 賠償義務者がある場合

③ 保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合

(注) 前条(2)③のただし書を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

ア. 被保険者の父母、配偶者または子

イ. 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限りします。

ウ. 被保険者の使用者の業務(注)に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限りします。

② 被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または①イもしくはウに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

(注) 家事を除きます。

(3) 当会社は、(1)以外の場合で次のいずれにも該当するときは、前条(1)から(3)までのただし書(注)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険金額の2倍の金額を限度として同条(1)から(3)までの規定を適用します。

① 別表1の1の第1級もしくは第2級または別表1の2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められるとき。

② 保険証券記載の保険金額が無制限以外であるとき。

(注) 前条(2)③のただし書を除きます。

第8条(保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当会社に通知しなければならない。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第1条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称

(2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当会社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第9条(人身傷害事故発生時の被保険者の義務)

被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により、治療費用の軽減に努めなければなりません。

第10条(保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第11条(代位)

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第27条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合において、同条項の規定の適用については、次に定めるところによりする。

① 基本条項第22条(保険金の支払時期)(1)⑤ならびに第27条(1)および(2)の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」と読み替えるものとしします。

② 基本条項第27条(1)の「損害の額」は、人身傷害条項第4条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。ただし、判決または裁判上の和解(注1)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙人身傷害条項損害額算定基準と異なる裁判上の基準によって算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算定される損害の額(注2)が同条の規定により決定される損害額を超えるとときは、基本条項第27条(1)の「損害の額」は、裁判上の基準により算定される損害の額(注2)とします。

③ 基本条項第27条(1)の「被保険者が取得した債権の額」は、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額をいいます。

(注1) 民事訴訟法第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。

(注2) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

第12条(保険金の支払による請求権の移転)

(1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有している場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

(2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

別紙 人身傷害条項損害額算定基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(注1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(救助捜索費、治療関係費、文書料その他の費

用)、休業損害および精神的損害とします。なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置に伴い生じた損害を含みます。（注1）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。（注2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(1) 積極損害

- ① 救助捜索費
救助または捜索するための費用をいい、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
- ② 治療関係費
 - ア. 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
 - イ. 診察料
初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
 - ウ. 入院料
入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
 - エ. 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とします。
 - オ. 通院費、転院費、入院費または退院費
通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。
 - カ. 看護料
 - (ア) 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合
原則として医師が看護の必要性を認めた場合に厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の料金（注）とします。
（注）食費を含みます。
 - (イ) 近親者等が看護した場合
 - ① 入院中の看護料
原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。ただし、12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、医師の要看護証明書がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添ったときは1日につき4,200円とします。
 - ② 自宅看護料または通院看護料
原則として医師が看護の必要性を認めた場合に1日につき2,100円とします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。
 - キ. 諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、原則として入院1日につき1,100円とします。
 - ク. 柔道整復等の費用
免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術に要する費用は、必要かつ妥当な実費とします。
 - ケ. 義肢等の費用
 - (ア) 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。
 - (イ) (ア)に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

コ. 診断書等の費用

診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

- ③ 文書料
交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
- ④ その他の費用
①から③まで以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被保険者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とします。

(2) 休業損害

休業損害は、休業による収入（注）の減少が発生した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として以下の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。ただし、次の①から③までに該当する者で1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

① 給与と所得者

事故直前3か月間の月例給与等

90日

×

対象休業日数

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与と本給および付加給の合計額とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。

イ. 賞与等について、現実生じた収入の減少があればその額を含みます。

ウ. 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。エ. 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含まれます。

② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者

事故前1か年間の収入額－必要経費

365日

×

寄与率

×

対象休業日数

ア. 過去1年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表4に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

イ. 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与としての割合とします。

③ 自由業者

事故前1か年間の収入額（固定給与を除く）－必要経費

365日

×

対象休業日数

過去1か年間の収入額、必要経費については、「② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

事故直前3か月間の月例給与等

90日

×

対象休業日数

ア. 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基

づき決定します。
イ. 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前 3 か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

ウ. 家業の手伝いを行っているが、上記②の家業従事者に該当する収入がない場合には、支払対象となりません。

⑤ 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対して、1日につき6,100円とします。なお、代替労力を利用した場合は、休業損害に替えて代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費とします。

(注) 専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生または生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保険者等の現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象となりません。

(3) 精神的損害

付表1によります。

(4) その他の損害

(1) から (3) 以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表1の1または別表1の2、年齢別平均給与額は付表4によります。

(1) 逸失利益

逸失利益は、後遺障害のために労働能力を喪失したことにより生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失をいい、原則として、下記の①および②に従い次の算式で計算します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ア. 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

(ア)

$$\text{現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

(イ)

$$\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

ウ. 幼児および18歳未満の学生

$$\text{全年齢平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

エ. 上記ア. からウ. までの以外で働く意思と能力を有する者

下記のいずれか高い額とします。

(ア)

$$\text{18歳平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

(イ)

$$\text{年齢別平均給与額の50\%} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}$$

② 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法
上記①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、下記のとおりとします。

ア. 収入額

(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定します。また、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表4に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表4によります。

イ. 労働能力喪失率

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定します。ただし、付表2に定める各等級に対応する喪失率を上限とします。

ウ. 労働能力喪失期間

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定します。ただし、付表5に定める就労可能年数の範囲内とします。

エ. ライブニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

(2) 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額とします。

第1級	1,650万円	第8級	400万円
第2級	1,250万円	第9級	300万円
第3級	1,000万円	第10級	200万円
第4級	900万円	第11級	150万円
第5級	700万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	70万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいるときは、第1級1,850万円、第2級1,500万円、第3級1,300万円とします。

(3) 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害が生じた時以降に生じる介護料をいい、次の算式によって算出します。

$$\text{介護料(年額)} \times \text{介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$$

① 介護料は次のとおりとします。

ア. 別表1の1の第1級に該当する後遺障害の場合

1か月につき13万円

イ. 別表1の1の第2級または別表1の2の第1級、第2級、第3級

③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、介護を要すると認められるとき

1か月につき6万5千円

② 介護期間(年数)は、障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表6

- に定める平均余命の範囲内で決定します。
- ③ 介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表 3 によります。
- ④ 介護料の支払方法は次のとおりとします。
- ア. 別表 1 の 1 の第 1 級に該当する後遺障害の場合
原則として下記 (ア) によります。ただし、障害の態様、医師の診断等に照らし、一時金による支払が適当でない場合には、(イ) によります。
- (ア) 一時金による支払
介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
- (イ) 定期金による支払
後遺障害の症状固定日から 6 か月ごとに、常に介護を要する状態が継続する限り、介護料を定期金として支払います。
- イ. 別表 1 の 1 の第 2 級または別表 1 の 2 の第 1 級、第 2 級、第 3 級
③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、介護を要すると認められるとき
介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
- (4) その他の損害
(1) から (3) まで以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、200万円を限度とします。

第 3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

- (1) 葬儀費
100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度に、実費とします。
- (2) 逸失利益
逸失利益は、被保険者の死亡により生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失をいい、下記の①および②に従い次の算式で計算します。

$$[(\text{収入額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

- ① 被保険者区分別逸失利益計算方法
ア. 家事従事者以外の有職者
下記のいずれか高い額とします。
- (ア)

$$[(\text{現実収入額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

(イ)

$$[(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

- イ. 家事従事者および18歳以上の学生

$$[(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

- ウ. 幼児および18歳未満の学生

$$[(\text{全年齢平均給与額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

- エ. 上記ア. からウ. まで以外のもので働く意思と能力を有する者
下記のいずれか高い額とします。
- (ア)

$$[(\text{18歳平均給与額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

(イ)

$$[(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費})] \times \frac{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}{\text{就労可能年数}}$$

- ② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法
上記①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、およびライブニッツ係数は、下記ののとおりとします。

- ア. 収入額

(ア)「現実収入額」は、事故前 1 か年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定します。また、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表 4 に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

(イ)「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表 4 にあります。

- イ. 生活費

生活費は、被扶養者（注）の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とします。

（注）被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

被扶養者（注）がない場合	50%
被扶養者（注）が 1 人の場合	40%
被扶養者（注）が 2 人の場合	35%
被扶養者（注）が 3 人以上の場合	30%

- ウ. 就労可能年数

就労可能年数は、付表 5 によります。

- エ. ライブニッツ係数

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表 5 によります。

- (3) 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とします。

被保険者の属性	金額
① 被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
② 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき	1,500万円
③ 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき	1,600万円

- (4) その他の損害

上記 (1) から (3) 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 1 傷害による精神的損害額

1. 傷害による精神的損害額は下記の金額とします。

入院 1 日につき 8,600 円、通院 1 日につき 4,300 円とします。

入院対象日数は、実際に入院治療を受けた日数とします。

通院対象日数は、期間区分ごとの総日数（注 1）から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数の 2 倍を上限とした妥当な日数とします。なお、次のいずれかに該当する部位の治療により、その部位を固定するためにギプス等（注 2）を常時装着した場合は、その装着日数を実治療日数に含みます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注 2）装着により

固定していることが確認できる場合に限ります。

- (1) 長管骨（注3）または脊柱
- (2) 長管骨（注3）に接続する三大関節部分（注4）
- (3) ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- (4) 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

- (注1) 治療最終日の属する期間区分においては、治療最終日までの日数をいいます。
- (注2) ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
- (注3) 上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- ただし、各期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ下表の割合を乗じて計算します。

期間区分	割合
事故日から3か月以内	100%
事故日から3か月超6か月以内	75%
事故日から6か月超9か月以内	45%
事故日から9か月超13か月以内	25%
事故日から13か月超	15%

2. 妊婦が胎児を死産または流産（人工流産を含みます。）した場合は、1.の金額に下表の金額を加えます。

妊娠月数（週数）	金額
第3月（満11週）以内	30万円
第4月（満12週）～第6月（満23週）	50万円
第7月（満24週）以上	80万円

付表 2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表 3 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.971	35	21.487
2	1.913	36	21.832
3	2.829	37	22.167
4	3.717	38	22.492
5	4.580	39	22.808

6	5.417	40	23.115
7	6.230	41	23.412
8	7.020	42	23.701
9	7.786	43	23.982
10	8.530	44	24.254
11	9.253	45	24.519
12	9.954	46	24.775
13	10.635	47	25.025
14	11.296	48	25.267
15	11.938	49	25.502
16	12.561	50	25.730
17	13.166	51	25.951
18	13.754	52	26.166
19	14.324	53	26.375
20	14.877	54	26.578
21	15.415	55	26.774
22	15.937	56	26.965
23	16.444	57	27.151
24	16.936	58	27.331
25	17.413	59	27.506
26	17.877	60	27.676
27	18.327	61	27.840
28	18.764	62	28.000
29	19.188	63	28.156
30	19.600	64	28.306
31	20.000	65	28.453
32	20.389	66	28.595
33	20.766	67	28.733
34	21.132		

- (注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。
- (例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合 14.877（20年の係数）－7.020（8年の係数）＝7.857

付表 4 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢平均給与額	409,100	298,400			
18	193,200	171,100	43	454,100	321,500
19	211,400	188,800	44	460,000	322,700
20	229,600	206,500	45	465,900	324,000
21	247,900	224,200	46	471,700	325,300
22	266,100	241,900	47	477,600	326,500
23	277,100	249,600	48	480,400	326,600
24	288,000	257,200	49	483,300	326,800
25	298,900	264,900	50	486,100	326,900
26	309,800	272,600	51	489,000	327,100
27	320,700	280,300	52	491,900	327,200
28	330,500	283,000	53	490,100	325,900
29	340,200	285,700	54	488,400	324,600
30	350,000	288,400	55	486,600	323,300
31	359,700	291,200	56	484,800	322,000
32	369,500	293,900	57	483,100	320,700
33	377,900	296,600	58	458,000	309,200
34	386,300	299,300	59	432,900	297,700
35	394,600	302,100	60	407,800	286,300
36	403,000	304,800	61	382,700	274,800
37	411,400	307,500	62	357,600	263,300
38	418,800	310,100	63	345,000	257,400
39	426,200	312,600	64	332,300	251,600
40	433,500	315,100	65	319,700	245,700
41	440,900	317,700	66	307,000	239,800
42	448,300	320,200	67	294,300	233,900
			68	292,300	234,400
			69	290,200	234,800
			70	288,200	235,200
			71	286,100	235,600
			72	284,100	236,100
			73～	282,000	236,500

「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定（注）時または死亡時の年齢とします。

（注）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

付表 5 死亡時の年齢別就労可能年数とライブニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意思と能力を有する者		有 職 者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	56	13	10.635
19	48	25.267	57	13	10.635
20	47	25.025	58	12	9.954
21	46	24.775	59	12	9.954
22	45	24.519	60	12	9.954
23	44	24.254	61	11	9.253
24	43	23.982	62	11	9.253
25	42	23.701	63	10	8.530
26	41	23.412	64	10	8.530
27	40	23.115	65	10	8.530
28	39	22.808	66	9	7.786
29	38	22.492	67	9	7.786
30	37	22.167	68	8	7.020
31	36	21.832	69	8	7.020
32	35	21.487	70	8	7.020
33	34	21.132	71	7	6.230
34	33	20.766	72	7	6.230
35	32	20.389	73	7	6.230
36	31	20.000	74	6	5.417
37	30	19.600	75	6	5.417
38	29	19.188	76	6	5.417
39	28	18.764	77	5	4.580
40	27	18.327	78	5	4.580
41	26	17.877	79	5	4.580
42	25	17.413	80	5	4.580
43	24	16.936	81	4	3.717
44	23	16.444	82	4	3.717
45	22	15.937	83	4	3.717
46	21	15.415	84	4	3.717
47	20	14.877	85	3	2.829
48	19	14.324	86	3	2.829
49	18	13.754	87	3	2.829
50	17	13.166	88	3	2.829
51	16	12.561	89	3	2.829
52	15	11.938	90	3	2.829
53	14	11.296	91～	2	1.913
54	14	11.296	101～	1	0.971
55	14	11.296			

付表 6 第 22 回生命表による平均余命

（単位：年）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72
女	86	86	85	84	83	82	81	80	79	78
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
女	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
女	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
女	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33
女	47	46	45	44	43	42	41	40	39	39
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	32	31	30	29	28	27	26	26	25	24
女	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16
女	28	27	26	26	25	24	23	22	21	20
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	15	14	14	13	12	12	11	10	10	9
女	19	18	18	17	16	15	14	14	13	12
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4
女	11	10	10	9	8	8	7	7	6	6
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳	115歳				
男	1	1	1	－	－	－				
女	1	1	1	1	1	1				

第 4 章 人身傷害定額払条項

<用語の定義>

この人身傷害定額払条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第 2 条（定義）第 4 項に定める運転者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業として

	いる者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
施術	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づいて被保険者の骨折、脱臼、打撲（注1）または捻挫に対して柔道整復師が行う施術 ② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づいてあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゆう師が行う施術（注2） （注1）いわゆる「肉離れ」を含みます。 （注2）治療を受けている被保険者が、その医師の指示または監督・管理の下に受ける施術であって、かつ、治療が必要であるにもかかわらず、病院または診療所に治療のための施設がない等の事情により治療を受けることができない場合において、その事情がなければ被保険者が引き続き受けたであろう治療行為に相当するものに限ります。
施術者	施術を行う者であって、被保険者以外の者をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 ② 施術が必要な場合において、施術者の施術所にて、または往療により、施術を受けること。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券の「人身傷害定額払保険」欄に記載された保険金額で、被保険者1名ごとに、当会社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合は、この人身傷害定額払条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① 死亡した場合
死亡保険金
 - ② 別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合
後遺障害保険金
- （2）当会社は、人身傷害事故の直接の結果として、被保険者が治療を要した場合は、この人身傷害定額払条項および基本条項に従い、医療保険金を支払います。

- （3）（1）および（2）の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることをいいます。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- （4）（3）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- （5）（3）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 細菌性食中毒
 - ② ウイルス性食中毒
 - ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
（注）たんどく 丹毒、りんぼせんえん 淋病、はいけつしやう 敗血症、はしやうふう 破傷風等をいいます。
- （4）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること
 - ⑦ 被保険自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険自動車が、危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注2) 使用済燃料を含みます。
 (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 (注6) 道路運送車両の保安基準第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目
 を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）
 に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第
 303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
 (注7) 家事を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この人身傷害定額払条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者
 とします。
 ① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
 ② ①以外の者で、被保険自動車の所有者
 ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者
 （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 (2) (1) ②または③のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第2条（保険金を支払う場合）(3)の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
 (3) (1) ①および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
 ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
 (4) この人身傷害定額払条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1) ①の規定により保険金を支払う場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
 （注）1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
 (2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1) ②の規定により保険金を支払う場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
------	---	--	---	-----------

- (2) 別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 (3) 同一事故により、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、保険金額にその後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合を乗じた額と、保険金額に次の①から④の規定による保険金支払割合を乗じた額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。
 ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重

い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合
 ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害の等級に対応する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合
 (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(3)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額	×	別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
------	---	--	---	------------------------------	---	-----------

- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第6条（医療保険金の支払）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定により保険金を支払う場合は、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。
 ① 入院または通院した治療日数の合計が5日以上（注）の場合
 10万円
 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院したとき
 1万円
 （注）5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の日に限ります。
 (2) (1) ①の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
 （注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
 (3) (1) ①の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、別表2に掲げる部位の治療により、その部位を固定するためにギプス（注）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
 （注）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
 (4) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、(1)に定める治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険

金を支払いません。

第 7 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）（３）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条（３）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条（３）の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第 1 条（保険金を支払う場合）（３）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 8 条（当会社の責任限度額等）

（１）１回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第 4 条（死亡保険金の支払）、第 5 条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

（２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、１回の事故につき、第 6 条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 9 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 5 章 車両条項

<用語の定義>

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
E T C 車載器	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）初度検査年月を含みます。
市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格またはその他の客観的資料に基づいて算出された価格をいいます。
車載充電ケーブル	電気自動車またはプラグインハイブリット車の充電を行うために使用（注）される車載用の充電ケーブルのことをいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① その車種専用の標準オプションとして車両購入と同時に購入する車載用の充電ケーブル ② ①以外の場合は、その車種に使用可能であることが購入時の資料などで確認できる車載用の充電ケーブル （注）電源プラグを充電用コンセントに、充電コネクタを車両の充電口に接続して使用するものをいい、充電器本体と一体になっている充電ケーブルなどは除きます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の中額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保するこ

	とを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
新規取得自動車	新たに取得（注）しまたは借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第 6 条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C 車載器その他これらに準ずる物を含みます。また、被保険自動車が電気自動車またはプラグインハイブリット車の場合、充電のために被保険自動車に接続中に限り、車載充電ケーブルを付属品に含みます。 ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等である場合の被保険自動車に付属するホース
分損	第 6 条（修理費）の修理費が協定保険価額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車等の区分をいいます。 （注）車両番号標を含みます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。

（２）（１）の被保険自動車には付属品を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
 - ウ. ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 - エ. ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ 詐欺または横領
 - ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
 - ⑩ 被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、または被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 - （注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注3）使用済燃料を含みます。
 - （注4）原子核分裂生成物を含みます。
 - （注5）競技または曲技のための練習を含みます。
 - （注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 - （注7）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
 - （注8）家事を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注1）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（注2）である場合を除きます。
 - ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
 - ③ 故障損害（注3）
 - ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
 - ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ タイヤ（注4）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じ

た場合を除きます。

- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- （注1）積込みまたは積下し中を含みます。
 - （注2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
 - （注3）偶然な外來の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。
 - （注4）チューブを含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注2）
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注2）
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用者
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
 - （注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
 - （注2）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第4条（協定保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができず。
- (4) (2) および (3) の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、協定保険価額に (2) の事由によって増加した価額を加えた額または協定保険価額から (3) の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (5) 基本条項第7条（被保険自動車の入替）(1) ①または②に規定する事実があった場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、(1) の規定により新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

第5条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、協定保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

次条に定める修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----------	---	-------------------------	---	-----

第6条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるものと認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第7条（費用）

当会社は、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 1）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生地の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
- ④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
- ⑤ フェリーボート（注 2）によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額
（注 1）収入の喪失を含みません。
（注 2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

- （1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。
 - ① 全損の場合は、第5条（損害額の決定）①の額
 - ② 分損の場合は、第5条②の額から保険証券記載の免責金額（注）を差し引いた額

第5条②の額

－

保険証券記載の免責金額（注）

=

保険金の額

- （注）当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。
- （2）当会社は、支払うべき損害が全損である場合は、（1）に定める保険金のほか、次の算式によって算出した額を車両全損時臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、車両全損時臨時費用保険金の額は10万円を限度とします。

保険金額

×

5%

=

車両全損時臨時費用保険金の額

- （3）当会社は、（1）および（2）に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を支払います。
- （4）第5条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金（注 1）がある場合において、回収金（注 1）の額が被保険者の自己負担額（注 2）を超過するときは、当会社は（1）および（3）に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
（注 1）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもののをいいます。
（注 2）損害額および費用の合計額から（1）および（3）に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第9条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、第5条（損害額の決定）および前条の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第10条（価額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第11条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- （1）当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額（注）に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の協定保険価額（注）に対する割合によってその権利を取得します。
（注）第9条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の規定が適用される場合は保険価額とします。
- （2）被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- （3）（1）および（2）の場合において、当会社はその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第13条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第6章 基本条項

<用語の定義>

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格またはその他の客観的資料に基づいて算出された価格をいいます。
自動運行装置	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。

自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種（注１）の自動車を新たに取得（注２）し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 （注１）別表３「被保険自動車の入替可能用途車種区分表」に定めた自動車は、同一の用途車種とみなします。 （注２）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	被保険自動車と同一の用途車種（注１）の所有する自動車（注２）をいいます。ただし、被保険自動車および新規取得自動車を除きます。 （注１）別表３「被保険自動車の入替可能用途車種区分表」に定めた自動車は、同一の用途車種とみなします。 （注２）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
新規取得自動車	新たに取得（注）したまたは借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定により支払われる保険金をいいます。
用途車種	登録番号標（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車等の区分をいいます。 （注）車両番号標を含みます。

第１条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

- （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- （２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第２条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（注）において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
（注）日本国外における日本船舶内を含みます。

第３条（告知義務）

- （１）保険契約者または記名被保険者（注）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（注）車両条項においては、被保険者となります。
- （２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）車両条項においては、被保険者となります。
- （３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① （２）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注１）
- ③ 保険契約者または記名被保険者（注２）が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合
- （注１）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
（注２）車両条項においては、被保険者となります。
- （４）（２）の規定は、保険媒介者（注１）に次のいずれかの行為があった場合には適用しません。ただし、保険媒介者（注１）に次のいずれかの行為がなかったとしても、保険契約者または記名被保険者（注２）が事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ① 保険契約者または記名被保険者（注２）になる者が（１）の事実を告げることを妨げる行為
- ② 保険契約者または記名被保険者（注２）になる者に対し、（１）の事実を告げず、または事実と異なることを告げることを勧める行為
（注１）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
（注２）車両条項においては、被保険者となります。
- （５）（２）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （６）（５）の規定は、（２）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第４条（通知義務）

- （１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 被保険自動車の用途車種または登録番号（注１）を変更したこと。
② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注２）が発生したこと。
（注１）車両番号を含みます。
（注２）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- （２）（１）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
- （４）（２）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- （６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- （７）（６）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（被保険自動車の譲渡）

- （１）被保険自動車が譲渡（注１）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注２）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人（注２）に譲渡（注１）する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人（注２）に移転します。
（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- （２）当会社は、被保険自動車が譲渡（注１）された後（注２）に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
（注２）ただし書を書面を受領した後を除きます。

第7条（被保険自動車の入替）

- （１）次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約を適用します。
① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
ア. 被保険自動車の所有者
イ. 記名被保険者（注）
ウ. 記名被保険者（注）の配偶者
エ. 記名被保険者（注）またはその配偶者の同居の親族
② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、その時において、①ア. からエ. までのいずれかに該当する者の所有自動車があるとき。
（注）対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。
- （２）（１）の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- （３）当会社は、（１）①または②に規定する事実があった後（注）に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（注）（１）の書面を受領した後を除きます。
- （４）（３）の規定にかかわらず、当会社は、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、新規取得自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合に限り、取得日以後承認するまでの間は、新規取得自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用します。ただし、この場合に、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （５）被保険自動車に車両条項が適用されている場合は、当会社は、取得日から当会社が（４）の被保険自動車の入替の承認の請求を受領した時（注）までの期間の同条項の適用については、（４）の規定にかかわらず、取得日における新規取得自動車の市場販売価格相当額を同条項に規定する保険金額とします。
（注）当会社が第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（４）の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。
- （６）（４）または（５）の「取得日」とは、実際に新規取得自動車が（１）①のア. からエ. に定める者に引き渡された日であって、保険契約者または新規取得自動車の所有者が、当会社に対して、新規取得自動車の売買契約書等の客観的な資料を提出し、受当な取得日であることが証明された場合のその取得日とします。ただし、客観的な資料でその取得日が確認できない場合は、新規取得自動車の自動車検査証に（１）①のア. からエ. に定める者の氏名が記載された日とします。

第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約の解除）

- （１）当会社は、第6条（被保険自動車の譲渡）（１）または第7条（被保険自動車の入替）（１）の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動

- 車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。
- (2) 当社は、保険契約者が第13条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第11条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じせよとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者（注1）が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注1）記名被保険者または車両条項の被保険者に限りです。
- （注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者（注1）が、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者（注2）に生じた損害（注3）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- （注1）対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限りです。
- （注2）人身傷害条項または人身傷害定額払条項における被保険者に限りです。
- （注3）被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または記名被保険者が (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）
- ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- （注）対人賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用、対物賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用および人身傷害条項第5条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (5) 車両条項の被保険者が (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合、または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- ① (4) ①および②の損害（注1）
- ② 人身傷害条項または人身傷害定額払条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害（注2）または傷害。ただし、その損害（注2）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が (1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとしす。
- （注1）対人賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用、対物賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用および人身傷害条項第5条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- （注2）(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第3条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。
- （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、第10条（保険契約の解除）（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- （注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 第6条（被保険自動車の譲渡）（1）、第7条（被保険自動車の入替）（1）、車両条項第4条（協定保険価額）（4）または同条（5）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(4) の規定中、車両条項第4条（協定保険価額）（4）の規定により保険金額を変更する場合は、(7) の規定を適用します。

- (6) (1)、(2) および (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第14条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第8条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。

第15条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第9条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－保険金額の変更の場合）

- 車両条項第4条（協定保険価額）(3) の規定により、保険契約者または被保険者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対応する保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第3条（告知義務）(2)、第4条（通知義務）(2)、第10条（保険契約の解除）(2)、第11条（重大事由による解除）(1) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、領収した保険料から既経過期間に対して別表4に掲げる短期料率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (2) 第4条（通知義務）(6) または第10条（保険契約の解除）(1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。
- (3) 第10条（保険契約の解除）(3) の規定により、保険契約者が保険契約を解除（以下(3)において、「解約」といいます。）した場合は、領収した保険料から既経過期間に対して別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。ただし、次に定める条件をいずれも満たしている場合には、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。
- ① 解約が保険契約条件の変更によるものであること。
 - ② 保険契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、解約の方法に限られること。
- (4) (3) の場合、保険契約者が払い込むべき保険料のうち、未払込の保険料があるときは、当会社は、その額を返還保険料から差し引きます。

第18条（事故発生時の義務）

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ. 被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
ウ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ⑥ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができるときには、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑨ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第19条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと思われる損害の額
 - ② 前条②から⑤まで、または⑥から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償（注）の請求をすることによって取得することができたと思われる額
 - ④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に関しては、損害の額
 - ② 人身傷害条項および車両条項に関しては、損害の額（注）
 - ③ 対人賠償責任条項第7条（費用）(2) に規定する臨時費用、人身傷害条項第5条（費用）(2) に規定する臨時費用および車両条項第8条（支払保険金の計算）(2) に規定する車両全損時臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
（注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2) ①および②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ

を行使することができるものとします。

- ① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - ア. 被保険者が死亡した場合は、その死亡の時
 - イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合は、その後遺障害が生じた時
 - ウ. 被保険者が傷害を被った場合は、治療を要しなくなった時
- ③ 人身傷害定額払条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ウ. 医療保険金については、次の時

人身傷害定額払条項第6条（医療保険金の支払）（1）①の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数の合計が5日となった時
人身傷害定額払条項第6条（1）②の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこの規定を適用しません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ④ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑧ 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ 対物賠償責任条項における対物事故のうち他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金、または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑩ 対物賠償責任条項における対物事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
 - ⑪ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - （注1）人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
 - （注2）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 - （注3）画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会

社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
 - （注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
 - (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6) 対人賠償責任条項第7条（費用）(2)に規定する臨時費用の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
 - (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ### 第22条（保険金の支払時期）
- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による

審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の取扱い）

（１）当会社は、被保険者の被った傷害に関して、第18条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第24条（損害賠償額の請求および支払）

（１）損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑦ 対物賠償責任条項に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書および被害が生じた物の写真

⑧ その他当会社が（６）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者

（注）または②以外の３親等内の親族

（注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（３）（２）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（４）当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合または（１）、（２）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（６）当会社は、対人賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）、対物賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）または同条（６）のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（７）（６）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（６）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日まで、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① （６）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日

② ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （６）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（６）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注１）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（８）（６）および（７）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

(注) には、これにより確認が遅延した期間については、(6) または (7) の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条（損害賠償額請求権の行使期限）

対人賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第27条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、当会社が支払った保険金の額または次の額のうちのいずれか低い額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の額の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

第28条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および

義務を被保険自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第6条（被保険自動車の譲渡）（1）の規定によるものとします。

(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第29条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表1>

後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項および人身傷害定額払条項に共通のものとして使用します。なお、人身傷害条項に定める後遺障害については、本表に掲げる保険金支払割合は適用せず、人身傷害条項第6条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払います。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	人身傷害定額払条項保険金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	人身傷害定額払条項保険金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼くおおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	100%

	④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの		や指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの		
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咄しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	78%	第9級	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咄しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咄しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひざ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	第10級	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咄しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	20%
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの	59%			
第6級	① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50%			
第7級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはお	42%			

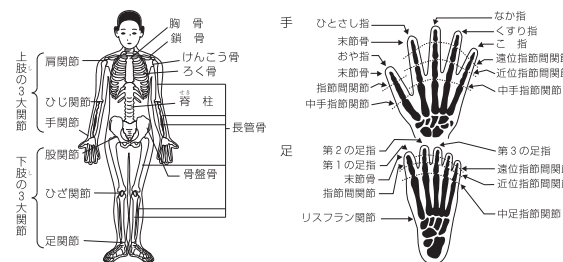
	⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のこ指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	① 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
第14級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげ	4%

を残すもの
② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
③ 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの
⑨ 局部に神経症状を残すもの

適用上の注意事項

- 視力の測定は、万国式視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
- 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 別表 1 の 1 または別表 1 の 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 同一事故により、別表 1 の 2 に掲げる 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、次に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。ただし、同一事故により、別表 1 の 1 に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、次の①から④の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - 第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級
 - ① 以外の場合で、第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級
 - ① および② 以外の場合で、第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級
 - ① から③ まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級
- 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

(注) 関節等の説明図（＜別表 1＞用）



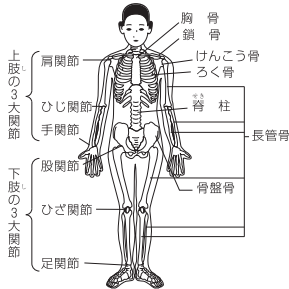
<別表 2>

ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

この表は、人身傷害定額払条項に使用します。

1. 長管骨（注1）および脊柱
2. 長管骨（注1）に接続する3大関節部分（注2）。ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。
3. ろく骨または胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

- (注1) 上肢の^{とう}上腕骨、^{こつこつ}橈骨および^{たい}尺骨ならびに^{びい}下肢の^{たい}大腿骨、^{びい}脛骨および^ひ腓骨をいいます。
- (注2) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (注3) 関節等の説明図（<別表 2>用）



<別表 3>

被保険自動車の入替可能用途車種区分表

被保険自動車(注1)	新規取得自動車(注2) または所有自動車(注3)
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン 超2トン以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン 超2トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン 以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン 以下)
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
特種用途自動車 (キャンピング車) (注4)	特種用途自動車 (キャンピング車) (注4)

- (注1) 保険証券記載の自動車をいいます。
- (注2) 基本条項<用語の定義>に定める新規取得自動車をいいます。
- (注3) 基本条項<用語の定義>に定める所有自動車をいいます。
- (注4) 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

<別表 4>

短期率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで
短期料率 (一般)	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
短期料率 (月割)	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{11}{12}$

- 解約（保険契約者が保険契約を解除することをいいます。）の場合における短期料率の適用については、次の①または②によります。
- ① 下記②以外の場合は短期料率（一般）を適用します。
- ② この保険契約に適用される特約条項の規定により、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合短期料率（月割）を適用します。

特約条項

(1) 運転者家族限定特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第 2 条（限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故および対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故

(2) 運転者本人・配偶者限定特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者

	が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が保険証券に記載されている場合に適用されます。

第 2 条（限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故および対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故

(3) 運転者年齢21歳以上補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第 2 条（21歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、21歳未満の次のいずれかに該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者

- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、21歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故および対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故

(4) 運転者年齢26歳以上補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（26歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、26歳未満の次のいずれかに該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、26歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故および対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故

(5) 運転者年齢30歳以上補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（30歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、30歳未満の次のいずれかに該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、30歳未満の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故および対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故

(6) 車両危険限定補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）原動機付自転車を含みます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金のお金全額領収までの間、

	販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車（注）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車（注）が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車（注）を所有する者（注）原動機付自転車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）
当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に生じた損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）の規定に従い、保険金を支払います。
① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（注2）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限り、保険金を支払います。
② 火災もしくは爆発または他物の爆発による被爆
③ 盗難
④ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
⑤ 台風、竜巻、洪水または高潮
⑥ 落書または窓ガラスの破損（注3）
⑦ いたずらによって生じた損害（注4）
⑧ 飛来中または落下中の他物との衝突。ただし、その衝突の結果生じた事故を除きます。
⑨ ②から⑧に規定した以外の偶発的な事故。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触または被保険自動車の転覆もしくは墜落を除きます。
（注1）これらの条項について適用される他の特約を含みます。
（注2）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
（注3）窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。
（注4）被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

第3条（保険金の請求－交通事故証明書を出せない場合）
被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真（注）を当会社に提出しなければなりません。
① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 被保険自動車の損傷部位の写真（注）
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真（注）または資料（注）画像データを含みます。

（7）車両危険限定補償特約（全損のみ補償型）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車両全損時臨時費用保険金の額	普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）（2）に規定する車両全損時臨時費用保険金の額をいいます。

修理費	損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。なお、格落ち等による損害を含みません。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。 （注）被保険自動車が盗難され発見されなかった場合を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	被保険自動車の所有者をいいます。
保険金額	普通保険約款車両条項に規定する保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があること。
② 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）
当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険自動車の損害が全損となった場合に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注）の規定に従い、被保険者に保険金を支払います。
（注）これらの条項について適用される他の特約を含みます。

第3条（支払保険金の計算）
当会社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

保険金額

+

車両全損時臨時費用保険金の額

=

保険金の額

第4条（現物による支払）
当会社は、被保険自動車の損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第5条（被害物についての当会社の権利）
（1）この特約に従い、当会社が保険金を支払った場合は、当会社は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
（2）（1）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第6条（運転者家族限定特約等の不適用）
この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
① 運転者家族限定特約
② 運転者本人・配偶者限定特約
③ 運転者年齢21歳以上補償特約
④ 運転者年齢26歳以上補償特約
⑤ 運転者年齢30歳以上補償特約

第7条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（8）車両事故免責金額ゼロ特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

車両免責金額	保険証券の「車両保険免責金額」欄に記載された普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）（1）②の規定によって差し引かれる金額をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があること。
 - ② 車両免責金額が5万円であること。
 - ③ 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

当会社は、被保険自動車に生じた損害に対して、この特約に従い、車両免責金額5万円を差し引きません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（9）車両事故免責金額ゼロ特約（車対車事故のみ）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）原動機付自転車を含みます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
車両免責金額	保険証券の「車両保険免責金額」欄に記載された普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）（1）②の規定によって差し引かれる金額をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金のお全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車（注）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車（注）が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車（注）を所有する者 （注）原動機付自転車を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	被保険自動車の所有者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があること。
 - ② 車両免責金額が5万円であること。
 - ③ 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

当会社は、被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、次に定める事項がすべて確認された場合は、この特約に従い、車両免責金額5万円を差し引きません。

- ① 相手自動車の登録番号等（注）
 - ② 事故発生時の相手自動車の運転者または所有者の住所および氏名（名称）
- （注）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第3条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 被保険自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（10）事故時代車提供特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定修理工場	当会社が指定する修理工場をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
車両事故	普通保険約款車両条項（注）の規定を適用した場合に、車両条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の保険金（以下「車両保険金」といいます。）が支払われる事故をいいます。 （注）同条項に適用される他の特約を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。なお、格落ち等による損害を含みません。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の金額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または修理費が普通保険約款車両条項<用語の定義>に定める協定保険価額以上となる場合をいいます。 （注）被保険自動車が盗難され発見されなかった場合を含みます。
代車承認日	当会社が事故の受付を行い、代車の使用について承認を行った日をいいます。

他の保険契約等	第2条（代車を提供する場合）の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約（注）をいいます。 （注）自動車保険または自動車共済に限りません。
盗難	被保険自動車盗難（注）にあったことをいいます。 （注）付属品等被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車等の区分をいいます。 （注）車両番号標を含みます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 被保険自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であること。
- ② 被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用があること。
- ③ 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（代車を提供する場合）

当社は、車両事故により被保険自動車の修理または買替えが必要となり、かつ、被保険者が代車を使用することが必要になった場合で、当社が承認したときは、この特約に従い、代車を被保険者に提供します。ただし、被保険自動車が自力で走行できる場合で、被保険者がその損傷を修理しないときは、当社は、代車を提供しません。

第3条（提供する代車）

- （1）この特約で提供する代車は、次のいずれかに該当する自動車とします。
なお、原則として、国産自動車（注）かつ原動機の総排気量が1,500CCクラス以下の自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車に限り、電気自動車等の特殊な原動機を使用する自動車を除きます。
① レンタカー
② 指定修理工場から貸し出される自動車
（注）日本国内で生産された自動車または日本を本拠とする自動車メーカーが販売する自動車をいいます。
- （2）当社は、当会社の指定するレンタカー業者（以下「指定レンタカー業者」といいます。）の営業所等または指定修理工場において、代車を被保険者に提供します。なお、代車の車種・色等については、当社が決定するものとします。
- （3）（2）の規定にかかわらず、当社が代車承認日の翌日までに代車の提供を行うことができない場合は、被保険者は、当会社の承認を得て、指定レンタカー業者以外のレンタカー業者のレンタカーの提供を受けることができるものとします。
- （4）代車の使用に必要な燃料については、被保険者の負担とします。

第4条（代車の提供期間）

- （1）当会社が被保険者に対して代車を提供する期間は、下表に定める対象期間内に限ります。

区分	代車提供の対象となる期間
ア. 全損として車両保険金を支払う場合または被保険自動車が自	代車承認日の翌日から車両保険金支払日までまたは被保険自動車の代替自動車（以下「代替自動車」といいます。）を取得（注1）した日までのいずれか短い期間。ただし、保険契約者または被保険者の
①	

盗難以外の場合	力で走行できない場合であって被保険者がその損傷を修理しなかったとき	責めに帰すべき事由により車両保険金の支払または代替自動車の取得（注1）が遅延した場合は、その遅延した期間を除きます。
	イ. 上記ア. 以外の場合	代車承認日の翌日から納車日（注2）までの期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由により納車日（注2）が遅延した場合は、その遅延によって増加した期間を除きます。
② 盗難の場合	ア. 被保険自動車が発見されなかったことまたは発見されたが損傷していたことにより、全損として車両保険金を支払う場合	代車承認日の翌日から車両保険金支払日までまたは代替自動車を取得（注1）した日までのいずれか短い期間。ただし、保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由により車両保険金の支払または代替自動車の取得（注1）が遅延した場合は、その遅延した期間を除きます。
	イ. 被保険自動車が発見された場合であって、上記ア. 以外の場合	代車承認日の翌日から被保険自動車が発見されて保険契約者または被保険者の手元に戻った日（注3）までの期間。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由により被保険自動車に戻る日が遅延した場合は、その遅延によって増加した期間を除きます。

- （注1）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする賃借契約による借入れを含みます。
- （注2）修理完成后、保険契約者または被保険者のいずれかの手元に戻った日をいいます。
- （注3）発見時における損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日とします。
- （2）代車承認日の当日に代車の提供を開始できる場合で、当社がこれを承認したときは、（1）の表中「代車承認日の翌日」とあるのを「代車承認日」と読み替えて、（1）の規定を適用します。
- （3）代車を提供する期間は、30日を限度とします。

第5条（被保険者の範囲）

- この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（災害発生時の特例）

- （1）台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた代車の不足等により、代車の提供ができないと当社が認めた場合で、被保険者が代車の代替としての他の交通手段の利用を必要とするときは、その交通手段を利用するために必要な費用（以下、「交通費」といいます。）を被保険者に支払います。ただし、1日につき4千円を限度とします。
- （2）（1）の規定により支払う交通費は、被保険者から領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額等が確認できるものに限ります。
- （3）（1）の規定により交通費を支払う場合、本特約の規定を下表のように読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第4条（代車の提供期間）（1）	代車を提供する期間	交通費を支払う期間
	代車承認日の翌日	交通費の利用の承認日
第8条（他の保険契約がある場合の取り扱い）（1）	代車提供に関する費用	交通費
	代車の提供	交通費の提供

第9条（代位） （1）	代車提供に関する費用	交通費
	代車の提供	交通費の提供

（4）当会社が交通費を支払う期間は、代車を提供する期間と合算して、30日を限度とします。

第7条（保険契約者または被保険者の義務）

当会社は、保険契約者または被保険者の義務を下表のとおり定めます。		
被保険自動車が盗難にあった後、発見された場合の義務	① 保険契約者または被保険者は、盗難にあった被保険自動車を発見した場合または発見されたことを知った場合は、直ちに当会社へ通知しなければなりません。 ② 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく①の規定に違反した場合は、保険契約者または被保険者は、それによって当会社が被った損害の額を負担しなければなりません。既に当会社から代車の提供を受けている場合は、保険契約者または被保険者は、直ちに代車をその代車を貸出した指定レンタカー業者または指定修理工場へ返還するとともに、当会社が請求する代車費用に相当する額を当会社に支払わなければなりません。	
代車の返還に関する義務	① 保険契約者または被保険者は、第4条（代車の提供期間）（1）において規定する代車提供期間の最後の日の翌日までに、代車を返還しなければなりません。 ② 保険契約者または被保険者が①の義務を履行しなかった場合、または代車を損壊させたことにより、代車を借りるために通常支払うべき費用を超えて指定レンタカー業者または指定修理工場に対して負担すべき費用が発生した場合は、その費用は保険契約者または被保険者が負担しなければなりません。	
代車の提供後、この特約による代車提供の条件を満たさないことが判明した場合の義務	当会社が被保険者に代車を提供した後、第2条（代車を提供する場合）に規定する代車提供の条件を満たさないことが明らかになった場合は、保険契約者または被保険者は当会社が請求する代車費用に相当する額を当会社に支払わなければなりません。	
代車を損壊させた場合の義務	代車を損壊させたことにより、代車を借りるために通常支払うべき費用を超えて指定レンタカー業者または指定修理工場に対して負担すべき費用が発生した場合は、その費用は保険契約者または被保険者が負担しなければなりません。	

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約に従い代車の提供を行います。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それらの保険契約等が負担すべき代車提供に関する費用の額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した負担すべき代車提供に関する費用のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ、代車提供に関する費用を負担します。
① 他の保険契約等から優先して代車の提供等が行われる場合
② 既に他の保険契約等から代車の提供等が行われている場合
（2）（1）の場合において、代車の提供を行うことが困難と当会社が判断したときは、当会社は、当会社が負担すべき代車提供に関する費用の限度内において保険金を支払うことをもって、代車の提供に代えることが

できます。

第9条（代位）

（1）当会社が負担すべき代車提供に関する費用について、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社が代車の提供を行ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
① 当会社が損害の額の全額に対し代車の提供を行った場合被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、代車の提供により弁済を受けていない損害の額を差し引いた額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
（3）当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者（以下「正当な権利者」といいます。）に対しては、（1）の規定により当会社が取得した権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、この規定を適用しません。
① 正当な権利者の故意または重大な過失
② 正当な権利者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故
③ 正当な権利者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
④ 正当な権利者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないうちそれが有状態被保険自動車を運転している間に生じた事故
⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた事故
（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

第10条（他の特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、他車運転危険補償特約（人傷型）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款車両条項およびこれに付帯される他の特約による保険金の支払は代車の提供と読み替えるものとし、普通保険約款車両条項第13条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、この特約による代車の提供は含めないものとします。
（2）この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（2）（注1）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	この特約

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（11）車両盗難補償外特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（車両条項の不適用）

当会社は、この特約により、盗難によって被保険自動車に損害（注）が生じた場合には、普通保険約款車両条項の規定は適用しません。

（注）被保険自動車が発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

（12）対物差額修理費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。（注）初度検査年月を含みます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、相手自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。なお、格落ち等による損害を含みません。
相手自動車の新車価額	相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の「車両本体価格+付属品の価格+これらにかかる消費税」をいい、ローン金利、登録関係の税・手数料等の諸費用を含みません。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
市場販売価格相当額	相手自動車と同一の車種・同年式・同等の損耗度の自動車を自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額（注）をいいます。（注）消費税を除く税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用、骨とう価値および希少価値は含みません。
自動車	原動機付自転車を含みます。
支払限度額	保険証券の「対物差額修理費用補償特約」欄に記載された支払限度額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故をいいます。
対物差額修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車等の区分をいいます。（注）車両番号標を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 被保険自動車に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があり、かつ、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われること。
- ② 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、次に定める条件をいずれも満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物差額修理費用に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
- ② 当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
- ③ 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者となります。
- （2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める当会社の支払うべき対物差額修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条（支払保険金の計算）

- （1）1回の対物事故につき当会社が支払う対物差額修理費用保険金の額は、相手自動車1台につき、次の算式によって算出される額とします。

対物差額
修理費用

×

相手自動車の価額について被
保険者が負担する法律上の損
害賠償責任の額

÷

相手自動車の価額

=

対物差額修理費
用保険金の額

- （2）（1）の対物差額修理費用保険金の額が、支払限度額を上回った場合または相手自動車の新車価額を上回った場合には、当会社が支払う対物差額修理費用保険金の額は、次のうちいずれか低い額とします。
 - ① 支払限度額を上回った場合は、支払限度額
 - ② 相手自動車の新車価額を上回った場合は、相手自動車の新車価額

第5条（相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い）

当会社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、相手自動車の修理費から次の①の額を差し引いた額を、

対物差額修理費用とみなして前条の規定を適用します。この場合において、既に当会社が支払うべき対物差額修理費用保険金の額を超える金額を支払っていたときは、そのを超える部分の額の返還を請求することができます。

- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額（注）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車を所有する者以外の第三者が負担すべき金額で相手自動車を所有する者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出した保険金または共済金の額とします。
- ② 相手自動車の価額
（注）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき対物差額修理費用保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ対物差額修理費用保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する対物差額修理費用保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （2）第2条（保険金を支払う場合）の対物差額修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
- （3）普通保険約款対物賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）、第10条（先取特権）および第11条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、対物差額修理費用保険金には適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	この特約

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（13）ファミリーケア特別見舞金特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

保険金請求権者	被保険者が死亡した場合は被保険者の法定相続人をいい、被保険者が後遺障害を被った場合は被保険者をいいます。
---------	--

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① この保険契約に普通保険約款人身傷害定額払条項の適用があり、かつ、普通保険約款人身傷害定額払条項第1条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われること（注）。
- ② 保険証券にこの特約が記載されていること。
（注）人身傷害定額払車外危険補償特約が適用される場合を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が普通保険約款人身傷害定額払条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当する状態になったときに、この特約に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。
- ① 死亡した場合
② 普通保険約款別表1 後遺障害等級表の第1級から第3級までの後遺障害を被った場合
- （2）（1）の保険金の額は100万円とします。
- （3）被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者の父母または子
④ 記名被保険者の配偶者の父母または子
- （2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（2）②	損害（注3）または傷害	傷害
第11条（重大事由による解除）（2）（注1）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（2）（注2）	人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（5）	次の損害または傷害 人身傷害条項または人身傷害定額払条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害 被保険者に生じた損害（注2）または傷害 その損害（注2）または傷害に対して	次の傷害 この特約に基づき保険金を支払うべき傷害 被保険者に生じた傷害 その傷害に対して

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり

り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(14) 原動機付自転車に関する特約（人傷型）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれにも該当する場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合（注）
（注）人身傷害車外危険補償特約が適用されている場合を含みます。

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）

- （1）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項（注）を適用します。
（注）これらの条項について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、

この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（注2）を適用します。
（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）この条項について適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－対人賠償責任・対物賠償責任）

- 当会社は、第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
 - ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
（注1）家事を除きます。
（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約においては、普通保険約款対人賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）、対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）および人身傷害条項第3条（被保険者の範囲）または人身傷害車外危険補償特約第4条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （2）第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）の規定を適用する場合で、（1）①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者を含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りです。
 - （注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
 - （注2）普通保険約款対人賠償責任条項<用語の定義>に規定する対人事故をいいます。
 - （注3）普通保険約款対物賠償責任条項<用語の定義>に規定する対物事故をいいます。

第6条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第7条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 運転者家族限定特約
- ② 運転者本人・配偶者限定特約
- ③ 運転者年齢21歳以上補償特約
- ④ 運転者年齢26歳以上補償特約
- ⑤ 運転者年齢30歳以上補償特約
- ⑥ 対物差額修理費用補償特約

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（15）原動機付自転車に関する特約（自損型）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
介護を必要とする認められる場合	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時あるいは随時介護が必要である場合または必要であると見込まれる場合をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自損傷害保険金	第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき自損傷害死亡保険金、自損傷害後遺障害保険金、自損傷害介護費用保険金または自損傷害医療保険金をいいます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。

	（注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
対人賠償保険	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）および第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認め

	られる自動車をいい、相手自動車が明らかでない」と認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注1）が、この保険証券記載の保険金額に達しない」と認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 （注1）③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）

（1）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項（注）を適用します。

（注）これらの条項について適用される他の特約を含みます。

（2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約に従い、自損傷害保険金を支払います。

① 原動機付自転車の運行に起因する事故

② 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

（3）（1）の傷害には、次のものを含みません。

- ① 細菌性食中毒
 - ② ウイルス性食中毒
 - ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- （4）当会社は、人身傷害車外危険補償特約により保険金を支払うべき損害に対しては、（1）の規定による保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

（1）当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、この特約に定める無保険車傷害特則を適用します。ただし、この場合には、次のとおりとします。

（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（2）当会社は、人身傷害車外危険補償特約により保険金を支払うべき損害に対しては、（1）の規定による保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－対人賠償責任・対物賠償責任）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 第7条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故（注1）家事を除きます。

（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－自損傷害）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合、または大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車で搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。

（3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- (注) 丹毒、淋^{なんどく}、淋^{りん}巴^ば腺^{せん}炎^{えん}、敗^{はい}血^{けつ}症^{しょう}、破^は傷^{けう}風^{ふう}等^{とう}をいいます。
- (4) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 原動機付自転車を競走もしくは曲技（注4）のために使用すること、または原動機付自転車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 - ⑦ 原動機付自転車で危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または原動機付自転車で、危険物（注6）を業務（注7）として積載した被牽引自動車^{ひんけんしやうた}を牽引すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 道路運送車両の保安基準第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 家事を除きます。
- (5) 当社は、自動車取扱業者が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

第7条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款対人賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）および対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) 第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）の規定を適用する場合で、(1) ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者を含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限ります。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
- (注2) 普通保険約款対人賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対人事故をいいます。
- (注3) 普通保険約款対物賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対物事故をいいます。
- (3) (1) の規定にかかわらず、第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）および第4条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の適用においては、原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
- (4) 第4条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の適用においては、(3) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理

に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることによって損害を被った場合は、(3) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

- (5) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払－自損傷害）

- (1) 当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円（注）を自損傷害死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- (注) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った自損傷害後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により自損傷害死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払－自損傷害）

- (1) 当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、該当する等級に対応する、この特約の別表1の1または別表1の2に規定する保険金支払額を自損傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (2) 普通保険約款別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、普通保険約款別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、次の額を自損傷害後遺障害保険金として支払います。ただし、同一事故により、普通保険約款別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表1の1に規定する額と、次の①から④の規定による額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する、この特約の別表1の2に規定する保険金支払額
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する、この特約の別表1の2に規定する保険金支払額
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、この特約の別表1の2に規定する保険金支払額。ただし、それぞれの後遺障害の等級に対応する、この特約の別表1の2に規定する保険金支払額の合計額が上記の保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表1の2に定める金額
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を自損傷害後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表 1 の 1
または別表 1 の 2 に掲げ
る加重後の後遺障害に該
当する等級に対応する、
この特約の別表 1 の 1 ま
たは別表 1 の 2 に規定す
る保険金支払額

＝

既にあった後遺障害
に該当する等級に対
応する、この特約の
別表 1 の 1 または別
表 1 の 2 に規定する
保険金支払額

＝

自損傷害
後遺障害
保険金の
額

第10条（介護費用保険金の支払－自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表 1 の 2 の第 1 級もしくは第 2 級に該当するこの特約の別表 1 の 2 に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表 1 の 2 の第 3 級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を自損傷害介護費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、自損傷害介護費用保険金を支払いません。

第11条（医療保険金の支払－自損傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数に対し、次の算式によって算出した額を自損傷害医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$\boxed{6,000円} \times \boxed{\text{入院日数}} = \boxed{\text{自損傷害医療保険金の額}}$$

② 通院した場合

$$\boxed{4,000円} \times \boxed{\text{通院日数（注）}} = \boxed{\text{自損傷害医療保険金の額}}$$

（注）①に該当する日数を除きます。

- (2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第104号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1) ②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、別表 2 に掲げる部位の治療により、その部位を固定するためにギプス等（注）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注）装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

（注）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。

- (4) (1) の自損傷害医療保険金の額は、1 回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が自損傷害医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに自損傷害医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して自損傷害医療保険金を支払いません。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響－自損傷害）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条

の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは自損傷害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第13条（当会社の責任限度額等－自損傷害）

- (1) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき自損傷害死亡保険金の額は、第 8 条（死亡保険金の支払－自損傷害）の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。
- (2) 1 回の事故につき、当会社が支払うべき自損傷害後遺障害保険金の額は、第 9 条（後遺障害保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当会社は、(1) および(2) に定める保険金のほか、1 回の事故につき、第10条（介護費用保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による自損傷害介護費用保険金ならびに第11条（医療保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による自損傷害医療保険金を支払います。

第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求－自損傷害）

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または同条項第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案（注）を受けることによって得られなかった収入を含みません。
- （注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第15条（他の保険契約等がある場合の取扱い－自損傷害）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき自損傷害保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、自損傷害保険金の定義に規定する自損傷害介護費用保険金と自損傷害医療保険金とこれら以外の保険金（注）とに区分して算出するものとします。
- （注）自損傷害死亡保険金および自損傷害後遺障害保険金をいいます。
- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条（保険金の請求－自損傷害）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 自損傷害死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 自損傷害後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
 - ③ 自損傷害介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
 - ④ 自損傷害医療保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が自損傷害保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会

社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこの規定を適用しません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ 自損傷害死亡保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本
- ⑤ 自損傷害後遺障害保険金の請求に関しては、後遺障害診断書
- ⑥ 自損傷害医療保険金の請求に関しては、診断書
- ⑦ その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払時期）

（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （３）被保険者に自損傷害保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、自損傷害保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として自損傷害保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に自損傷害保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に自損傷害保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
（注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りま

- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの自損傷害保険金の請求に対して、当社が自損傷害保険金を支払った後に、重複して自損傷害保険金の請求を受けた場合でも、当社は、自損傷害保険金を支払いませ

- （５）当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または自損傷害保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- （６）保険契約者、被保険者または自損傷害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて自損傷害保険金を支払います。

第17条（代位－自損傷害）

当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第18条（時効）

自損傷害保険金請求権は、第16条（保険金の請求－自損傷害）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第６条（被保険自動車の譲渡）（２）の規定は適用しません。

第20条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 運転者家族限定特約
- ② 運転者本人・配偶者限定特約
- ③ 運転者年齢21歳以上補償特約
- ④ 運転者年齢26歳以上補償特約
- ⑤ 運転者年齢30歳以上補償特約

⑥ 対物差額修理費用補償特約

第21条（普通保険約款の読み替え）

（１）この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（２）②	損害（注３）または傷害	傷害
第11条（重大事由による解除）（２）（注１）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（２）（注２）	人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（５）	次の損害または傷害	次の傷害
	人身傷害条項または人身傷害定額払条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害	この特約に基づき保険金を支払うべき傷害
	被保険者に生じた損害（注２）または傷害	被保険者に生じた傷害
	その損害（注２）または傷害に対して	その傷害に対して

（２）無保険車傷害特則適用時には（１）に加え、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第22条（保険金の支払時期）（１）⑤	被保険者	保険金請求権者
第23条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）	第21条（保険金の請求）	第21条（保険金の請求）およびこの特約に定める無保険車傷害特則第９条（保険金の請求）
第25条（時効）	第21条（保険金の請求）（１）	この特約に定める無保険車傷害特則第９条（保険金の請求）
第27条（代位）（１）および（２）	被保険者	保険金請求権者

第22条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

【無保険車傷害特則】

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。

（２）（１）の損害の額は、第３条（損害額の決定）に定める損害の額とします。

- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額(注1)
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注2)
- (注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合、または大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注)等の影響により正常な運転ができないうちそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車で搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- (注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 原動機付自転車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
 - ⑧ 原動機付自転車で危険物(注6)を業務(注7)として積載すること、または被保険自動車で、危険物(注6)を業務(注7)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 群眾または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注6) 道路運送車両の保安基準第1条(用語の定義)に定める高圧

- ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 家事を除きます。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。
 - ③ 被保険者の使用者の業務(注)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。
- (注) 家事を除きます。
- (5) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(4)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (6) 原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合(注)には、当会社は、保険金を支払いません。
- (注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- (7) 当会社は、自動車取扱業者が原動機付自転車を業務として受託している場合は、その原動機付自転車で搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第4条(費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 収入の喪失を含みません。

第5条(支払保険金の計算)

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。なお、無保険車傷害特則における保険金額は無制限とします。

第3条(損害額の決定)の規定により決定される損害額	+	前条の費用	-	次の①から⑤までの合計額	=	保険金の額
---------------------------	---	-------	---	--------------	---	-------

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額(注1)

- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 第3条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑤ ①から④までのほか、第1条（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- （注1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
- （注3）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第6条（保険金請求権者の義務等）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第1条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （3）当会社は、賠償義務者または第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第7条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （3）（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとし

<別表1>

後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

<別表2>

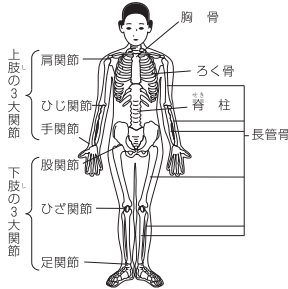
ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨（注1）および脊柱
2. 長管骨（注1）に接続する3大関節部分（注2）。ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。
3. ろく骨または胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

（注1）上肢の^{どう}上腕骨、^{たい}橈骨および^{けい}尺骨ならびに下肢の^{たい}大腿骨、^{けい}脛骨および^{けい}腓骨をいいます。

（注2）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

関節等の説明図



（16）人身傷害車外危険補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することを行い、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	普通保険約款人身傷害条項<用語の定義>に規定する保険金請求権者をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることを同条（2）に規定する人身傷害事故とみなして、同条（1）の規定に基づ

き、保険金を支払います。

- ① 自動車の運行に起因する事故
- ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限りです。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- （2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- （3）（1）の傷害には、次のものを含みません。

- ① 細菌性食中毒
- ② ウイルス性食中毒
- ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款人身傷害条項および基本条項の規定によるもののほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車以外の自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合に生じた損害
- ② 被保険者が、被保険自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車を搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車が被保険自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ③ 被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、次のいずれかに該当する自動車を搭乗中に生じた損害
ア. 被保険者の使用者の業務（注2）のために、その使用者の所有する自動車（注3）に搭乗している場合は、その自動車
イ. 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注3）または常時使用する自動車
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注3）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車

- ④ 被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）することによって生じた損害

（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注2）家事を除きます。

（注3）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（注4）競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第3条（被保

- 險者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を同条項の被保険者としします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
 - ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の保有者
 - ⑦ ①から⑥まで以外の者で、被保険自動車の運転者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2)(1)⑥または⑦のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者。ただし、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または業務として受託している自動車に搭乗中の事故の場合に限りです。
- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条 (保険金請求権者の義務)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が普通保険約款人身傷害条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合であって、かつ、この特約の第2条(保険金を支払う場合)に規定する人身傷害事故の原因となった被保険自動車以外の自動車があるときは、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (他の特約との関係)

- (1) この保険契約に他車運転危険補償特約(人傷型)が適用されている場合には、同特約第3条(保険金を支払う場合―人身傷害)(1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に原動機付自転車に関する特約(人傷型)が適用されている場合には、同特約第3条(保険金を支払う場合―人身傷害)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

(17) 人身傷害定額払車外危険補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。

自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第20条(乗車装置)第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物(注)、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 (注) その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	人身傷害定額払条項<用語の定義>に規定する保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害定額払条項が適用されている場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害定額払条項第1条(保険金を支払う場合)(3)の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることを同条(3)に規定する人身傷害事故とみなして、同条(1)および(2)の規定に基づき、保険金を支払います。
- ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中である場合に限りです。
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ

一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

（３）（１）の傷害には、次のものを含みません。

- ① 細菌性食中毒
- ② ウイルス性食中毒
- ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第 3 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、人身傷害定額払条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車以外の自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注 1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車以外の自動車を運転している場合に生じた損害
- ② 被保険者が、被保険自動車以外の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車の搭乗中に生じた傷害。ただし、その自動車が被保険自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ③ 被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、次のいずれかに該当する自動車の搭乗中に生じた傷害
 - ア. 被保険者の使用者の業務（注 2）のために、その使用者の所有する自動車（注 3）に搭乗している場合は、その自動車
 - イ. 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注 3）または常時使用する自動車
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注 3）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車
- ④ 被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競走もしくは曲技（注 4）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注 5）することによって生じた傷害（注 1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第 2 条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。（注 2）家事を除きます。（注 3）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。（注 4）競走または曲技のための練習を含みます。（注 5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第 4 条（被保険者の範囲）

- （１）当会社は、この特約により、人身傷害定額払条項第 3 条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を同特約の被保険者としします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
 - ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の保有者

- ⑦ ①から⑥まで以外の者で、被保険自動車の運転者（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （２）（１）⑥または⑦のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第 3 条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- （３）（１）および（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
 - ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者。ただし、業務として受託している自動車の運行に起因する事故または業務として受託している自動車に搭乗中の事故の場合に限りです。
- （４）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 5 条（被保険者または保険金を受け取るべき者の義務）

- （１）被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合であって、かつ、同条に規定する人身傷害事故の原因となった被保険自動車以外の自動車があるときは、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- （２）当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合または（１）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（18）車内身の回り品補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害を生じた身の回り品を復旧するために必要な修理費（事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費をいいます。）とし、格落ち等による損害を含みません。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	身の回り品の所有者をいいます。
付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ＥＴＣ車載器その他これらに準ずる物を含みます。
保険価額	損害が生じた地および時における損害を生じた身の回り品の価額をいいます。
保険金額	保険証券の「車内身の回り品補償特約」欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
身の回り品	日常生活で使用する個人所有の動産をいいます。ただし、下表に掲げた物を除きます。
	被保険自動車に定着または装備されている物であつて、通常、自動車の付属品とみなされる物
	保険証券に付属品として明記された物
	被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
	商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具
	事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
	通貨、有価証券、印紙、切手、預金通帳、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに準ずる物
	貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許証その他これらに準ずる物
	動物、植物等の生物
	法令により所有または所持が禁止されているもの
	磁気テープ、ディスク等の記録媒体に記録されているプログラムおよびデータ

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリア（注）に固定された身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

（注）自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

- （2）当会社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

第 3 条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 1）
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または 1 年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注 1）
 - ウ. ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 - エ. ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ キャリアに固定された身の回り品の盗難
- ⑨ 身の回り品の紛失
- ⑩ 詐欺または横領
- ⑪ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注 5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注 6）すること。
- ⑫ 被保険自動車に危険物（注 7）を業務（注 8）として積載すること、または被保険自動車^ハが危険物（注 7）を業務（注 8）として積載した被^ハ牽引自動車^ハを牽引すること。

（注 1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 3）使用済燃料を含みます。

（注 4）原子核分裂生成物を含みます。

（注 5）競技または曲技のための練習を含みます。

（注 6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注 7）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注 8）家事を除きます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注 1）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（注 2）である場合を除きます。

- ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗

- ③ 故障損害（注 3）

（注 1）積込みまたは積下し中を含みます。

（注 2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

（注 3）偶然な外來の事故に直接起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

- （3）当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注 1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 2）

- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または 1 年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

- ③ ①および②に定める者の法定代理人

- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
(注1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
(注2) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、保険価額によって定めます。
(2) 身の回り品の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

修理費	+	次条に定める費用	-	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた身の回り品全体としての価額の増加を生じた場合は、その増加額	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----	---	----------	---	---	---	-------------------------	---	-----

- (3) 次条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
(4) 損害を生じた身の回り品が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第5条(費用)

- 当会社は、保険契約者または被保険者が次の費用(注1)を支出した場合は、それぞれの費用の合計額を保険金として被保険者に支払います。
① 普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 同条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
④ フェリーポート(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額
(注1) 収入の喪失を含みません。
(注2) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第6条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

第4条(損害額の決定)の損害額	-	保険証券記載の免責金額(注1)	-	回収金(注2)がある場合において、回収金(注2)の額が免責金額(注1)を超過するときは、その超過額	=	保険金の額
-----------------	---	-----------------	---	---	---	-------

- (注1) 5,000円とします。
(注2) 第4条(損害額の決定)の損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
(2) 被保険者が2名以上いる場合は、次の算式によって算出した額を被保険者ごとの保険金の額とします。

(1)の保険金の額	×	$\frac{\text{被保険者ごとの損害額。ただし回収金(注)を差し引いた残額とします。}}{\text{被保険者ごとの損害額の合計額}}$	=	被保険者ごとの保険金の額
-----------	---	--	---	--------------

(注) 第4条(損害額の決定)の損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。

第7条(現物による支払)

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第8条(被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社が損害を生じた身の回り品に対して全損(注)として保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(注) 第4条(損害額の決定)(1)による損害額または修理費が、損害を生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます(被保険自動車盗難発見されなかった場合を含みます)。
(2) 身の回り品の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第9条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、身の回り品の事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款基本条項第18条(事故発生時の義務)に定める義務を履行しなければなりません。なお、この場合、同条の規定中「被保険自動車」とあるのを「身の回り品」と読み替えて同条の規定を適用します。

第10条(他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当会社は、損害額(注)から、次のいずれかの場合の保険金または共済金の額の合計額を差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
① 他の保険契約等から優先して保険金または共済金が支払われる場合
② 既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合
(注) それぞれの保険契約または共済契約において、損害額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
(3) (2)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者が身の回り品を盗難されたことにより保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(2)に定める書類または証拠のほか、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類を当会社に提出しなければなりません。
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)

- または②以外の3親等内の親族
(注) <用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (盗難身の回り品の返還)

当会社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第13条 (盗難の際の調査)

- (1) 当会社は、身の回り品について盗難が発生した場合は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者等(注)に対し詳細な陳述を求めることができます。
(注) 保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人等をいいます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合は、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の陳述に故意に事実と異なることを告げた場合もしくは知っている事実を告げない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者が(2)の協力を拒んだことにより、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認に遅延が生じた場合は、当会社は、遅延した期間については、普通保険約款基本条項第22条(保険金の支払時期)(1)および(2)の期間に算入しないものとします。

第14条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回り品を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条 (保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置)

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に破損または汚損がある場合は損害が生じたものとみなします。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者(以下「正当な権利者」といいます。)に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、この規定を適用しません。
- ① 正当な権利者の故意または重大な過失

- ② 正当な権利者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故
- ③ 正当な権利者が道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
- ④ 正当な権利者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた事故
(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

第17条 (運転者年齢条件特約の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。

① 運転者年齢21歳以上補償特約

② 運転者年齢26歳以上補償特約

③ 運転者年齢30歳以上補償特約

第18条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条(重大事由による解除)(2)(注1)	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条(重大事由による解除)(4)②	車両条項	この特約

第19条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(19) 弁護士費用等補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車(注1)であって被保険者が身体の障害または財物の破損を被る原因となった自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車(注2)および日本国外にある自動車を除きます。 (注1) 原動機付自転車を含みます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者

	が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
正規の乗車装置	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第20条（乗車装置）第1項に定める乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できるような構造を備えた場所をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被害事故	相手自動車の所有、使用または管理に起因する日本国内で発生した偶然な事故により、被保険者が身体の障害または財物の破損を被るものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の事故は、一つの事故とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。 なお、被害事故は、賠償義務者が特定できるのに限ります。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟について、被保険者があらかじめ当会社の承認を得て支出した弁護士報酬、司法書士報酬（注1）もしくは行政書士報酬（注2）、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用とし、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者が、上記の費用を支出する際の手続等を行うことにより得られなかった取入は対象となりません。 （注1）着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件または事務処理の対価として算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 （注2）書類の作成および書類の提出手続を代理することの対価として算定される金額とします。
法律相談	損害賠償に関する争訟についての次の①から③のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内であると当社が認めた行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号に規定する相談および同項第7号に規定する相談（司法書士法第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限ります。） ③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。

	ただし、被保険者があらかじめ当会社の承認を得て支出した費用に限ります。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人であること。
- ② 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が賠償義務者に対して被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、被保険者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に弁護士費用等保険金を支払います。ただし、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において支払われる費用を除きます。
- （2）当会社は、被保険者が被害事故にかかわる法律相談を行う場合に、被保険者が法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に法律相談費用保険金を支払います。ただし、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において支払われる費用を除きます。
- （3）当会社は、被害事故が保険期間中に発生した場合に限り、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害。ただし、その自動車が被保険自動車以外の自動車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害（注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 - ⑧ 被保険自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載した

けん引自動車けん引すること。

- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- (注6) 道路運送車両の保安基準第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注7) 家事を除きます。
- (3) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって生じた被害事故に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が自動車取扱業者である場合に、被保険者が業務として受託した被保険自動車に搭乗中に生じた被害事故に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している事故に生じた事故に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償請求を行ったことにより生じた損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
- ② 被保険者の使用者（注1）。ただし、被保険者がその使用者（注1）の業務（注2）に従事している場合に限ります。
- ③ 被保険者の使用者の業務（注2）に相手自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者（注1）の業務（注2）に従事している場合に限ります。
- （注1）請負契約、委任契約またはこれらに類似的契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。
- （注2）家事を除きます。
- (7) 当会社は、被保険者が過去の裁判所等の判断に照らして社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- (8) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等および法律相談費用を被保険者が負担することによって被る損害については、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場合を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中のものは被保険者に含みません。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（支払保険金）

- (1) 1回の被害事故につき当会社の支払う弁護士費用等保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の額とします。ただし、別紙 弁護士費用等保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者1名につき、それぞれ300万円を限度とします。
- (2) 1回の被害事故につき当会社の支払う法律相談費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）(2)の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ10万円を限度とします。
- (3) 当会社は、弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から被保険者に既に支払われた金額がある場合は、損害の額からその金額を差し引いて弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額から、次のいずれかの場合の保険金または共済金の額の合計額を差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 他の保険契約等から優先して保険金または共済金が支払われる場合
- ② 既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合

第7条（事故発生時の義務等）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当する場合で、被保険者が弁護士費用等を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、被保険者が法律相談費用を支出しようとするときは、次の①および②に定めることを履行しなければなりません。
- ① 次の事項を、被害事故が発生した日の翌日から起算して180日以内に、当会社に通知しなければなりません。
- ア. 被害事故の発生日時、場所および被害事故の状況
- イ. 賠償義務者がいる場合はその氏名または名称および住所
- ② 弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当会社に提出し、委任契約の内容について、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、被害事故が発生した日の翌日から起算して180日以内であるか否かを問わず、弁護士費用等または法律相談費用を支出する前に、支出しようとする弁護士費用等または法律相談費用の費目の明細を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、または当会社に事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の請求権は、被保険者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使用することが出来るものとします。
- (2) 被保険者が弁護士費用等保険金または法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(2)①に定める書類または証拠として、下表に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	弁護士費用等の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
②	弁護士費用等の内容を確認できる客観的書類
③	法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

第9条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の返還を求めることができま

- す。
- ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
- ② 被害事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ. の額がア. の額を超過する場合
- ア. 被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った弁護士費用等の全額
- イ. 判決で認定された弁護士費用等の額と当会社が第2条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の合計額
- (2) (1) の規定により当会社が返還を求める弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の額は、次のとおりとします。
- ① (1) ①の場合は返還された着手金の金額に相当する額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
- ② (1) ②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の額を限度とします。

第10条（運転者家族限定特約等の不適用）

- この特約の適用においては、当会社は、次の特約の規定は適用しません。
- ① 運転者家族限定特約
- ② 運転者本人・配偶者限定特約
- ③ 運転者年齢21歳以上補償特約
- ④ 運転者年齢26歳以上補償特約
- ⑤ 運転者年齢30歳以上補償特約

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（2）（注1）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（4）②	車両条項	この特約

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別紙 弁護士費用等保険金支払限度額

＜用語の定義＞

この別紙弁護士費用等保険金支払限度額において使用される次の用語は、この弁護士費用等補償特約の＜用語の定義＞に定める用語のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。
事件等	事件または法律事務をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護

	士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
認定司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ（1）から（5）までの規定によります。ただし、被保険者が日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

(1) 着手金

- ① 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益（注1）に応じて次表に掲げる金額（注2）とします。

経済的利益（注1）	金額
ア. 125万円以下の場合	10万円
イ. 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益（注1）× 8 %
ウ. 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益（注1）× 5 % + 9 万円
エ. 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益（注1）× 3 % + 69 万円
オ. 3億円を超える場合	経済的利益（注1）× 2 % + 369 万円

- ② 同一の事件に関し、次表に掲げるア. からエ. のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、上記①の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、50%（注3）を超えて増額することはできません。

ア. 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
イ. 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
ウ. 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合
エ. 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合

- ③ 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記①に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

（注1）弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される被保険者が賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険もしくは責任共済（以下この別紙において「自賠責保険等」といいます。）または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

（注2）事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額すること

ができます。

(注3) 通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合は、50%を超える割合とすることができます。

(2) 報酬金

① 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益(注1)に応じて次表に掲げる金額(注2)とします。

経済的利益(注1)	金額
ア. 300万円以下の場合	経済的利益(注1) ×16%
イ. 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益(注1) ×10%+18万円
ウ. 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益(注1) ×6%+138万円
エ. 3億円を超える場合	経済的利益(注1) ×4%+738万円

② 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠償保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

(注2) 委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間(注1)1時間あたり2万円。ただし、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分(注2)を上限とします。

(注1) 事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書(原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。)により確認されたものとします。

(注2) 委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(4) 手数料

① 弁護士または認定司法書士が実施する自賠償保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
ア. 150万円以下の場合	3万円
イ. 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

② 上記①以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) その他の費用

日当および実費(注)等の上記(1)から(4)以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が生じた額をいいます。

(20) 日常生活家族傷害補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
競技等	乗用具による競技、競争または興行(注)をいいます。 (注) 競技、競争または興行のための練習を含みます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
同居	一戸建住宅においては同一の建物(注)、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 (注) その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。

保険金額	保険証券の「日常生活家族傷害補償特約の補償金額」欄の「死亡・後遺障害保険金額」に記載された保険金額で、被保険者１名ごとに当会社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額をいいます（注）。 （注）補償タイプおよび被保険者により異なります。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合には、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- （２）（１）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- （３）（１）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 細菌性食中毒
 - ② ウイルス性食中毒
 - ③ 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態である自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、この規定を適用しません。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害
 - ⑦ 被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている場合に生じた傷害
 - ⑧ 被保険者の職業が別表２に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している場合に生じた事故により被った傷害
 - ⑨ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する場合に生じた傷害
 - ア．乗用具を用いて競技等をしている場合。ただし、下記ウ．に該当する場合を除き、自動車を用いて道路上で競技等をしている場合については、保険金を支払います。
 - イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している場合。ただし、下記ウ．に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車を使用している場合については、保険金を支払います。
 - ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車を用いて競技等をしている場合、または競技等に準ずる方法・態様により自動車を使用している場合
- （注）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

法律（昭和35年法律第145号）第２条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

- （２）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （３）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に伴伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故
- （注１） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注２） 使用済燃料を含みます。
- （注３） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

（１）この特約における被保険者は、保険証券記載の補償タイプ（以下「補償タイプ」といいます。）ごとに、それぞれ次に「○」のある者とし

補償タイプ 被保険者	本人のみ 補償型	夫婦のみ 補償型	除配偶者 補償型	家族 補償型
① 記名被保険者	○	○	○	○
② 記名被保険者の配偶者	—	○	—	○
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	—	—	○	○
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	—	—	○	○

- （２）（１）の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- （３）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（死亡保険金の支払）

- （１）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
（注）１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （２）（１）の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- （３）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当会社は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものとみなして、（１）の死亡保険金を支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- （１）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表３に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した

額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表 3 に掲げる割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)ののとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、身体障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1.の③および④、2.の③、4.の④、5.の②に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により別表3に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、同表の7.から9.までに掲げる上肢(腕および手)または下肢(脚および足)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表4のいずれかに該当した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{加重された後の後遺障害の状態
に対応する別表 3 に掲げる割合}} = \boxed{\text{後遺障害保
険金の額}}$$

- (6) (5)の規定にかかわらず、既にあった身体障害(以下(6)において「既存障害」といいます。))がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \left(\boxed{\text{加重された後の後
遺障害の状態に対
応する別表 3 に掲
げる割合}} - \boxed{\text{既存障害に
対応する別
表 3 に掲げ
る割合}} \right) = \boxed{\text{後遺障害保
険金の額}}$$

- (7) (1)から(6)の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険証券記載の保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額(注)}} \times \boxed{\text{入院日数}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

- (注) 保険証券の「日常生活家族傷害補償特約の補償金額」欄の「入院保険金日額」に記載された被保険者ごとの入院保険金日額をいいます。
- (2) 当会社は、次に掲げる期間について、(1)の入院日数に含めます。
- 被保険者が入院しない場合においても、被保険者の状態が別表5のいずれかに該当し、かつ、治療を受けたときは、その期間
 - 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置日数
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金

の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、入院保険金が支払われる場合において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、別表6に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです。

$$\boxed{\text{入院保険金日額
(注1)}} \times \boxed{\text{別表 6 に掲げる倍率
(注2)}} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- (注1) 保険証券の「日常生活家族傷害補償特約の補償金額」欄の「入院保険金日額」に記載された被保険者ごとの入院保険金日額をいいます。
- (注2) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第8条(通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金日額(注1)}} \times \boxed{\text{通院日数(注2)}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

- (注1) 保険証券の「日常生活家族傷害補償特約の補償金額」欄の「通院保険金日額」に記載された被保険者ごとの通院保険金日額をいいます。
- (注2) 90日を限度とします。
- (2) 当会社は、被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表2に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシまたはシーネを常時装着したときは、その日数について、(1)の通院日数に含めます。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(当会社の責任限度額)

当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険証券記載の保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

- 記名被保険者および配偶者については保険金額
- ①以外の被保険者については、その被保険者ごとの保険金額

第10条(他の身体障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさなかったことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条(特約の無効)

- (1) 当会社は、この特約が付帯される時、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この特約を無効とします。
- (2) (1)の規定により当会社がこの特約を無効とした場合は、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第12条（特約の失効）

- （１）この特約が付帯された後、被保険者が死亡し、第４条（被保険者の範囲）において補償タイプごとに規定した被保険者がすべていなくなった場合は、この特約は、効力を失います。
- （２）（１）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、当会社は未経過期間に対して日割をもって計算したこの特約の保険料を保険契約者に返還します。

第13条（特約の取消し）

- （１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社がこの特約を付帯した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。
- （２）（１）の規定により当会社がこの特約を取り消した場合には、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第14条（重大事由による解除）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、（１）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 記名被保険者以外の被保険者が、（１）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、（１）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - （注）①または③の事由がある場合には、その家族（記名被保険者のほか、第４条（被保険者の範囲）（１）のいずれかに該当する者をいいます。）に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りま
- （３）（１）または（２）の規定による解除が傷害（注１）の発生した後になされた場合であっても、（１）①から⑤までの事由または（２）①か

ら④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した傷害（注１）に対しては、当会社は、保険金（注２）を支払いません。この場合において、既に保険金（注２）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- （注１）（２）①の規定による解除がなされた場合には、その家族（記名被保険者のほか、第４条（被保険者の範囲）（１）のいずれかに該当する者をいいます。）に生じた傷害をい、（２）②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- （注２）（２）③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま

第15条（被保険者による特約の解除請求）

- （１）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。
- ① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（１）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条（１）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （注）その被保険者に係る部分に限りま
- （２）保険契約者は、（１）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。
- （注）その被保険者に係る部分に限りま
- （３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りま
- （注）その被保険者に係る部分に限りま
- （４）（３）の規定によりこの特約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- （注）その被保険者に係る部分に限りま

第16条（事故の通知）

- （１）被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （２）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- （３）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）もしくは（２）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者が後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金および手術保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 通院保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表 7 に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族
- （注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠

な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注 1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注 3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第19条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第20条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第16条（事故の通知）の規定による通知または第17条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注）のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案（注）を受けることによって得られなかった収入を含みません。
- （注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第21条（告知義務）

この特約が付帯される時の告知義務については、普通保険約款基本条項 第3条（告知義務）の規定を適用します。なお、この場合、同条の規定中「記名被保険者」とあるのを「被保険者」と、「保険契約」とあるのを「特約」と読み替えて同条の規定を適用します。

第22条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1

第3条（保険金を支払わない場合）(1) ⑦の運動等

- 山岳登山（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- （注 1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用す

るもの、ロックライミング（フリークライミングを含みます。）
（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注３）職務として操縦する場合を除きます。
（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含みます。）、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

別表 2

第 3 条（保険金を支払わない場合）（１）⑧の職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

別表 3

第 6 条（後遺障害保険金の支払）関係

1. 眼の障害

- ① 両眼が失明した場合…………… 100%
- ② 1 眼が失明した場合…………… 60%
- ③ 1 眼の視力が0.6以下となった場合 …… 5 %
- ④ 1 眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます。）となった場合 …… 5 %

2. 耳の障害

- ① 両耳の聴力を全く失った場合…………… 80%
- ② 1 耳の聴力を全く失った場合…………… 30%
- ③ 1 耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合 …… 5 %

3. 鼻の障害

- ① 鼻の機能に著しい障害を残す場合…………… 20%

4. 咄しゃく、言語の障害

- ① 咄しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合…………… 100%
- ② 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合…………… 35%
- ③ 咄しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合…………… 15%
- ④ 歯に 5 本以上の欠損を生じた場合…………… 5 %

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいいます。）の醜状

- ① 外貌に著しい醜状を残す場合…………… 15%
- ② 外貌に醜状（顔面においては直径 2 cm の癬痕、長さ 3 cm の線状痕程度をいいます。）を残す場合 …… 3 %

6. 脊柱の障害

- ① 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合…………… 40%
- ② 脊柱に運動障害を残す場合…………… 30%
- ③ 脊柱に変形を残す場合…………… 15%

7. 腕（手関節以上をいいます。）、脚（足関節以上をいいます。）の障害

- ① 1 腕または 1 脚を失った場合…………… 60%
- ② 1 腕または 1 脚の 3 大関節中の 2 関節または 3 関節の機能を全く廃した場合…………… 50%
- ③ 1 腕または 1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- ④ 1 腕または 1 脚の機能に障害を残す場合…………… 5 %

8. 手指の障害

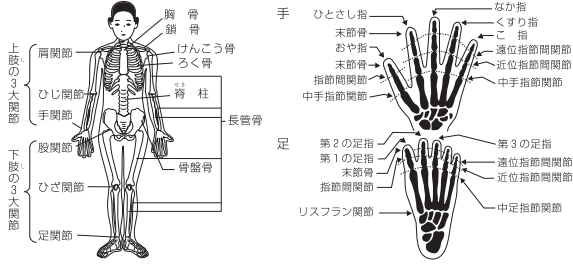
- ① 1 手のおや指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- ② 1 手のおや指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- ③ おや指以外の 1 指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8 %
- ④ おや指以外の 1 指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5 %

9. 足指の障害

- ① 1 足の第 1 の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- ② 1 足の第 1 の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5 %
- ③ 第 1 の足指以外の 1 足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5 %
- ④ 第 1 の足指以外の 1 足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3 %

10. その他の身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%
適用上の注意事項

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
- ② 7. から 9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
関節等の説明図



別表 4

第 6 条（後遺障害保険金の支払）（５）関係

- 1. 両眼が失明した場合
- 2. 両耳の聴力を全く失った場合
- 3. 両腕（手関節以上をいいます。）を失った場合または両腕の 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
- 4. 両脚（足関節以上をいいます。）を失った場合または両脚の 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
- 5. 1 腕を失ったかまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃し、かつ、1 脚を失ったかまたは 3 大関節中の 2 関節もしくは 3 関節の機能を全く廃した場合
（注 1） 3. および 4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表 3 の関節等の説明図によります。
（注 2） 3. および 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 5

第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）（２）①関係

- 1. 両眼の視力が0.06以下になっていること
- 2. 咄しゃくまたは言語の機能を失っていること
- 3. 両耳の聴力を失っていること
- 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- 5. 1 下肢の機能を失っていること
- 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
適用上の注意事項

- ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
- ② 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表 3 の関節等の説明図によります。
- ③ 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 6

第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）（５）関係

対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除きます。） ① 植皮膚、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm未満は除きます。）	20
② 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除きます。） ① 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含みます。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靱帯の手術（抜釘術を除きます。） ① 四肢関節観血手術、靱帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含みます。）	10
② 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除きます。） ① 四肢骨観血手術	10
② 骨移植術（四肢骨以外の骨を含みます。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除きます。） ① 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
② 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 ① 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除きます。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除きます。） ① 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含みます。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除きます。） ① 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除きます。）	20
② 頭蓋内観血手術（穿頭術を含みます。）	40
10. 脊髄、神経の手術 ① 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
② 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 ① 涙嚢摘出術	10
② 涙嚢鼻腔吻合術	10
③ 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除きます。） ① 眼瞼下垂症手術	10
② 結膜嚢形成術	10

③ 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
④ 眼窩骨折観血手術	20
⑤ 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 ① 眼球内異物摘出術	20
② レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
③ 眼球摘出術	40
④ 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
⑤ 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 ① 角膜移植術	20
② 強角膜瘻孔閉鎖術	10
③ 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 ① 観血的前房・虹彩異物除去術	10
② 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
③ 虹彩離断術	10
④ 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. ②に該当します。）	20
16. 網膜の手術 ① 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
② 網膜光凝固術	20
③ 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術 ① 白内障・水晶体観血手術	20
② 硝子体観血手術（莖頭微鏡下によるものを含みます。）	20
③ 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 ① 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
② 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
③ 乳突洞開放術、乳突削開術	10
④ 中耳根本手術	20
⑤ 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除きます。） ① 鼻骨観血手術	10
② 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 ① 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
② 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 ① 甲状腺、副甲状腺の手術	20

22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除きます。） ① 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除きます。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 ① 胸郭形成術	20
② 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除きます。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含みます。）、横隔膜手術	40
③ 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいいます。）	10
24. 心、脈管の手術 ① 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除きます。）	20
② 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
③ 開心術	40
④ その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術 ① 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除きます。）	40
② 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいいます。）	10
26. 尿路系、副腎、男性器、女性器の手術 ① 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除きます。）	40
② 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除きます。）	20
③ 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除きます。）	20
④ 陰茎切断術	40
⑤ 睪丸・副睪丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
⑥ 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除きます。）	20
⑦ 腔腸癒閉鎖術	20
⑧ 造脛術	20
⑨ 脛壁形成術	20
⑩ 副腎摘出術	40
⑪ その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術 ① 上記以外の開頭術	40
② 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除きます。）	40
③ 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除きます。）	40
④ 上記以外の開心術	40
⑤ ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除きます。）	10

（注）上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器

具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

別表 7

第17条（保険金の請求）関係

提出書類	保険金種類	死亡	後遺害	入院手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書		○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○			
11. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本		○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○
13. その他当社が第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○

（注） 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

（21）個人賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人であること。
- ② 保険証券にこの特約が記載されていること。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故による他人の身体の障害または他人の財物の破損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
 - ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 主として被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
（注1）住宅の一部が主として被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
（注2）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
（注3）空気銃を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故に限ります。
（注）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
- （2）この特約の規定は、前条（1）①の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第9条（支払保険金の計算）に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（当社による援助）

被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第6条（当社による解決）

- （1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。
（注）弁護士を選任を含みます。
- （2）（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- （3）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故の法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場

合

- ③ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （１）第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （３）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	-------

- （４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- （５）（２）または（７）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （６）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険証券記載の保険金額を超えると認められるとき以後、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① （２）④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- （７）（６）②または③に該当する場合は、（２）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額を限度とします。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損

害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
- ④ 第2条に規定する事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用および第6条（当会社による解決）（２）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

- （１）１回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から③までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合はその価額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------	---	--	---	-------

- （２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 前条④および⑤の費用
- ② 第6条（当会社による解決）（１）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第10条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- （１）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当会社は、損害の額から、次のいずれかの場合の保険金または共済金の額の合計額を差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 他の保険契約等から優先して保険金または共済金が支払われる場合
- ② 既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合
- （２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等

に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑦ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑧ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
（注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容、損害の額・傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （7）保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（損害賠償額の請求および支払）

- （1）損害賠償請求権者が第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑥ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑦ その他当会社が（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
- （2）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族（注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当社は、第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)または同条(6)のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項（注）損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日（注1）損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求

権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条（損害賠償請求権の行使期間）

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第15条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第5条（当社による援助）または第6条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額（注）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。（注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。（注）利息を含みます。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および第9条（支払保険金の計算）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。（注）利息を含みます。
- (4) (1)の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1)の当社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。（注）利息を含みます。
- (5) 第11条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第16条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条（先取特権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- (注) 第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することとはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、次に定める保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

- ① 前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金
- ② 被保険者が第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金

第19条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（2）（注1）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（4）①	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	この特約
第11条（重大事由による解除）（4）（注）	対人賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用、対物賠償責任条項第7条（費用）に規定する費用および人身傷害条項第5条（費用）に規定する費用	この特約第8条（費用）に規定する費用

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(22) 地震・噴火・津波による車両全損時一時金支払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
著しい損傷	それぞれの部品において、その一部の交換または補修

	では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機関と、車軸と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。
地震等	次のいずれかに該当する事由をいいます。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金のお金全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合	被保険自動車の損害の状態が、次の①から⑧のいずれかに該当する場合をいいます。 なお、被保険自動車については①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。 ① 次に定める条件をすべて満たす場合 ア. ルーフの著しい損傷が生じたこと。 イ. 3本以上のビラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。 ② 次に定める条件をすべて満たす場合 ア. 2本以上のビラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 イ. サイドシル折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 座席の著しい損傷が生じたこと。 ③ 次のいずれかの損傷が生じ、自力で走行できない状

	態となる場合 ア．前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 イ．後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ウ．前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 エ．後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 ④ 次のいずれかの場合 ア．原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 イ．電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合 ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合 ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 ⑦ 全焼した場合 ⑧ ①から⑦のほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、地震等によって被保険自動車に損害が生じ、当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合は、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
- （2）当会社は、地震等によって被保険自動車に損害が生じ、当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合において、その損害を損害が生じる直前の状態（注）に復旧する前に、別の地震等によって被保険自動車に損害が生じたときは、別の地震等によって被保険自動車に生じた損害に対しては、（1）の規定を適用しません。
- （注）構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。
- （3）普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の入替）により被保険自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、被保険自動車ごとに（2）の規定を適用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
イ．被保険自動車の所有者（注1）
ウ．ア．およびイ．に定める者の法定代理人
エ．ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人
オ．ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑦ 詐欺または横領
（注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第5条（支払保険金）

1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、50万円とします。ただし、車両保険金額がこれを下回る場合は、車両保険金額の全額とします。

第6条（保険金の支払）

保険金の請求に対し、普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払時期）（1）に掲げる必要な事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域において調査を行うときは、当会社は、請求完了日からその日を含めて365日（注）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（注）普通保険約款基本条項第22条（2）①から⑤を含めて、複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第7条（被保険自動車が発見された場合の取扱い）

- （1）被保険者が＜用語の定義＞の当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の⑤の規定に従い保険金の支払を請求した場合で、それ以降に被保険自動車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- （2）当会社は、（1）の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- （3）当会社は、（1）の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、被保険自動車の損害が＜用語の定義＞の当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の他の規定に該当する場合は、この規定は適用しません。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から、次のいずれかの場合の保険金または共済金の額の合計額を差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われる場合
 - ② 既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合

第9条（普通保険約款との関係）

この保険契約に適用される普通保険約款車両条項（注）の規定により同条項の保険金の支払責任が発生する損害に対しては、当社は、第2条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。

（注）同条項に適用される他の特約を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険自動車の損害発生時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) <用語の定義>に定める当会社が全損と判定する所定の基準に該当する場合の⑧の規定に従い保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(2) ⑩に定める書類または証拠として、廃車の事実を確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第11条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、次の特約の規定は適用しません。

- ① 運転者家族限定特約
- ② 運転者本人・配偶者限定特約
- ③ 運転者年齢21歳以上補償特約
- ④ 運転者年齢26歳以上補償特約
- ⑤ 運転者年齢30歳以上補償特約

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）(4) ②	車両条項	この特約

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(23) 地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
競技等	乗用具による競技、競争または興行（注）をいいます。 （注）競技、競争または興行のための練習を含みます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
乗用具	自動車、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

	（注）水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険金を受け取るべき者	被保険者の法定相続人をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が日本国内において、次のいずれかに該当する事由によって傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が死亡した場合に、保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) (1)の事由によって被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当社は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が(1)の事由によって死亡したものとみなして、(1)の保険金を支払います。
- (3) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、この規定を適用しません。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害
 - ⑦ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている場合に生じた傷害

- ⑧ 被保険者の職業が別表２に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している場合に生じた事故により被った傷害
- ⑨ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する場合に生じた傷害
- ア. 乗用車を用いて競技等をしている場合。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車を用いて道路上で競技等をしている場合については、保険金を支払います。
- イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している場合。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車を使用している場合については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車を用いて競技等をしている場合、または競技等に準ずる方法・態様により自動車を使用している場合
- (注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- ③ ②に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の補償タイプ(以下「補償タイプ」といいます。)ごとに、それぞれ次に「○」のある者とします。

補償タイプ 被保険者	本人のみ 補償型	夫婦のみ 補償型	家族補償型
① 記名被保険者	○	○	○
② 記名被保険者の配偶者	—	○	○
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	—	—	○
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	—	—	○

- (2) (1) の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条(支払保険金)

当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき300万円とします。

第6条(当会社の責任限度額)

当会社が支払うべき保険金の額は、保険証券記載の保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

- ① 記名被保険者および配偶者については保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとの保険金額

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条(特約の無効)

- (1) 当会社は、この特約が付帯される時、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この特約を無効とします。
- (2) (1)の規定により当会社がこの特約を無効とした場合は、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第9条(特約の失効)

- (1) この特約が付帯された後、被保険者が死亡し、第4条(被保険者の範囲)において補償タイプごとに規定した被保険者がすべていなくなった場合は、この特約は、効力を失います。
- (2) (1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、当会社は未経過期間に対して日割をもって計算したこの特約の保険料を保険契約者に返還します。

第10条(特約の取消し)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社がこの特約を付帯した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。
- (2) (1)の規定により当会社がこの特約を取り消した場合には、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第11条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過し

ない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。

- ① 記名被保険者が、(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その家族（記名被保険者のほか、第4条（被保険者の範囲）(1)のいずれかに該当する者をいいます。）に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、(1) ①から⑥までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの特約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとしま

す。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 保険金を受け取るべき者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 365日
- (注1) 保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第13条(事故の通知)の規定による通知または第14条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、診断または死体の検案(注)を受けることによって得られなかった収入を含みません。
- (注) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第18条 (告知義務)

この特約が付帯される時の告知義務については、普通保険約款基本条項第3条(告知義務)の規定を適用します。なお、この場合、同条の規定中「記名被保険者」とあるのを「被保険者」と、「保険契約」とあるのを「特約」と読み替えて同条の規定を適用します。

第19条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1

第3条 (保険金を支払わない場合)(1) ⑦の運動等

- 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等を

いいます。)を除きます。

別表2

第3条 (保険金を支払わない場合)(1) ⑧の職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(フリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

別表3

第14条 (保険金の請求) 関係

保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5. 死亡診断書または死体検案書
6. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
7. 被保険者の戸籍謄本
8. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
10. その他当会社が第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金を請求する場合には、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(24) 他車運転転危険補償特約(人傷型)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注)または常時使用する自動車以外の自動車であって、その用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車(注)または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)

	⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の自動車の価額	他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車等の区分をいいます。 （注）車両番号標を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合－対人賠償責任・対物賠償責任）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項（注）を適用します。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （注）これらの条項について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の場合においては、普通保険約款対人賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）および対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者としします。
- ① ①から④までのいずれかに該当する者
- ② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りします。
- （注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りします。
- （注2）普通保険約款対人賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対人事故をいいます。
- （注3）普通保険約款対物賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対物事故をいいます。
- （3）当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によ

って支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（注）を適用します。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の場合においては、普通保険約款人身傷害条項第3条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中（注2）の（1）①から④までのいずれかに該当する者を被保険者としします。
- （注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第4条（保険金を支払う場合－車両損害）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項（注）を適用します。ただし、普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）（2）の車両全損時臨時費用保険金は支払いません。
- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （注）同条項について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の規定の適用においては、次のとおりとしします。
- ① 普通保険約款車両条項＜用語の定義＞の規定にかかわらず、協定保険価額については損害が生じた地および時における他の自動車の価額としします。
- ② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとしします。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転者の使用者の業務（注1）のために、その使用者の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ② 運転者が役員（注3）となっている法人の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- （注1）家事を除きます。
- （注2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- （注3）理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第6条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（重大事由による解除）（1）③	被保険者（注1）	記名被保険者
第11条（2）（注1）	人身傷害条項または人身傷害定額払条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	人身傷害条項または車両条項における被保険者であって、記名被保険者

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（25）被害者救済費用補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトおよびガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等を含みません。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動運行装置	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
人身事故	被保険自動車の使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して支払

	責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同居	一戸建住宅においては同一の建物（注）、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいい、単身赴任、就学等のためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。 （注）その建物と同一敷地内に所在し、台所等の生活用設備を有しない離れ等を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被害者救済費用	人身事故または物損事故が発生した場合で、当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により、被害者等との間で次の事項について書面による合意が成立し確定したときにおいて、その合意に基づき被保険者が支出する費用をいいます。 ① 人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額（注）を被保険者が負担すること。 ② 被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を限度として、その損害賠償請求権を被保険者が取得すること。 （注）賠償義務者が被害者等に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。
被害者	人身事故により生命もしくは身体を害された者または物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者またはその財物を使用もしくは管理していた者をいいます。
被害者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被害者。ただし、被害者が死亡した場合は、その法定相続人としします。 ② 人身事故により生命または身体を害された者の父母、配偶者または子
物損事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項が適用されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の条件をいずれも満たす場合は、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 被保険自動車に存在した欠陥や第三者による不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じた

ことにより人身事故または物損事故が発生したこと。

- ② 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。

ア. リコール等（注）

イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査

ウ. アまたはイと同等のその他の客観的な事実

- ③ 被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解により確定したこと、または事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認めること。

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または第63条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- ⑩ 被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、または被保険自動車が、危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車を牽引すること。

（注1）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）競技または曲技のための練習を含みます。

（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注7）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注8）家事を除きます。

- （2）当会社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の父母、配偶者または子
- ④ 被保険者の業務（注）に従事中の使用人
- ⑤ 被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被

保険者が被保険自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合に限りです。

（注）家事を除きます。

- （3）当会社は、（2）⑤の規定に関わらず、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- （4）当会社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第4条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 次のいずれかに該当する被保険自動車の運転者

ア. 記名被保険者

イ. 記名被保険者の配偶者

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

オ. 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を運転中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

② 被保険自動車の所有者。ただし、被保険自動車に運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合に限りです。

- （2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合）（1）①の規定を除きます。

- （3）（2）の規定によって、第7条（支払保険金の計算）（1）および（2）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではなく、また、重複して支払われるものではありません。

第5条（当会社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合は、当会社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 調査折衝費用	人身事故または物損事故に関して被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

- （1）1回の人身事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につ

き、それぞれ普通保険約款対人賠償責任条項の保険金額を限度とします。

人身事故において被保険者が負担した被害者救済費用の額	+	前条①から③までの費用の合計額	-	次の①から⑦までの額の合計額	=	保険金の額
----------------------------	---	-----------------	---	----------------	---	-------

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた金額（注1）
- ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ 被害者等に生じた損害の額（注2）のうち、被害者の過失により生じた損害の額
- ⑦ ①から⑤までのほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額（注3）
- （注1）社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- （注2）賠償義務者が被害者等に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。
- （注3）保険金給付が定額であるその他の傷害保険の保険金を除きます。
- （2）1回の物損事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、普通保険約款対物賠償責任条項の保険金額を限度とします。

物損事故において被保険者が負担した被害者救済費用の額	+	前条①から③までの費用の合計額	-	次の①から⑤までの額の合計額	-	保険証券に対物賠償責任条項の自己負担額がある場合は、その自己負担額	=	保険金の額
----------------------------	---	-----------------	---	----------------	---	-----------------------------------	---	-------

- ① 対物賠償保険等によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ② 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ③ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ④ 被害者等に生じた損害の額（注1）のうち、被害者の過失により生じた損害の額
- ⑤ ①から③までのほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が④の額を上回るときは、その超過額（注2）
- （注1）賠償義務者が被害者等に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます。）に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。
- （注2）保険金給付が定額であるその他の傷害保険の保険金を除きます。

第8条（事故発生時の義務）

- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- イ. 被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
- ウ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれにも該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべき者が存在するときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠償義務者に対して、次の事項を書面により通知し、その通知書面を当会社に提出しなければなりません。
- ① 被害者救済費用が賠償義務者となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であること。
- ② 被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が負担する被害者救済費用の額を限度として被保険者が取得すること。
- （3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）および（2）の義務を怠った場合は、当会社は、（1）および（2）の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行従することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこの規定を適用しません。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ 被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書類
- ⑤ その他当会社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）＜用語の定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （５）当会社は、事故の内容、損害の額・傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（この特約の不適用）

当会社は普通保険約款対人賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）または対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）に規定する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定を適用しません。

第11条（普通保険約款の一部不適用）

当会社は、第6条（費用）①の費用を支払うべき損害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、普通保険約款対人賠償責任条項第7条（費用）③および対物賠償責任条項第7条（費用）③の規定による保険金を支払いません。

第12条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当会社は、損害の額から、次のいずれかの場合の保険金または共済金の額の合計額を差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 他の保険契約等から優先して保険金または共済金が支払われる場合
- ② 既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
普通保険約款基本条項第11条（重大事由による解除）（注1）	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または人身傷害定額払条項	被害者救済費用補償特約
普通保険約款基本条項第11条（4）②	車両条項	被害者救済費用補償特約
対物差額修理費用補償特約＜用語の定義＞「対物事故」	普通保険約款対物賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対物事故をいいます。	被害者救済費用補償特約＜用語の定義＞に定める物損事故で、同特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金の支払対象となる事故を

		いいます。
対物差額修理費用補償特約第1条（この特約の適用条件）①	被保険自動車に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があり、かつ、普通保険約款対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われること。	被保険自動車に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があり、かつ、被害者救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われること。
対物差額修理費用補償特約第3条（被保険者の範囲）	普通保険約款対物賠償責任条項第3条（被保険者の範囲）（1）	被害者救済費用補償特約第4条（被保険者の範囲）（1）
対物差額修理費用補償特約第4条（支払保険金の計算）	相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額
対物差額修理費用補償特約第7条（保険金の請求）	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	被害者救済費用補償特約第9条（保険金の請求）（1）に規定する被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（26）保険料分割払特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動	保険証券または保険申込書等の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
異動日	次のいずれかに該当する時以後の保険契約者あるいは被保険者が指定する日で、保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。 ① 当会社の承認を要しない異動の場合は、異動の通知を当会社が受領した時 ② 当会社の承認を要する異動の場合は、異動の通知を当会社が受領し、これを承認した時
口座振替	指定口座から当会社の口座に保険料を振り替えることをいいます。
口座振替日	当会社が口座振替を行う日をいいます。なお、該当日が提携金融機関の休業日である場合は、提携金融機関の翌営業日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	次のいずれかに該当する期日をいいます。 ① 口座振替以外の方法により保険料を払い込む場合は、保険証券記載の払込期日

	② 口座振替の方法により保険料を払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める口座振替日
払込日	次のいずれかに該当する期日をいいます。 ① 口座振替以外の方法により第1回追加分割保険料を払い込む場合は、当会社が請求した日 ② 口座振替の方法により第1回追加分割保険料を払い込む場合は、異動日以後当会社が口座振替を行い得る最初の口座振替日
保険金	この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定により支払われる保険金をいいます。

I. 共通条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

II. 契約保険料分割払条項

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この契約保険料分割払条項により、保険契約者が年額保険料（注）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
（注）この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、分割保険料を次に定める期日までに払い込まなければなりません。
① 第1回分割保険料については、この保険契約の締結時
② 第2回以降の分割保険料については、保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

第3条（第2回以降の分割保険料の口座振替）

（1）当会社は、保険契約者が、この保険契約の締結の際に指定口座を提携金融機関に設定した場合には、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことを承認します。ただし、当会社の定めるところにより口座振替以外の方法により払い込まなければならない場合を除きます。
（2）（1）において第2回分割保険料が払込期日までに払い込まなかった場合であっても、その理由が、保険契約者の責めに帰することのできない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときには、当会社は、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの契約保険料分割払条項の規定を適用します。

第4条（分割保険料不払の場合の事故の取扱い）

当会社は、保険契約者が第2条（分割保険料の払込み）に規定する期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、次に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 第1回分割保険料の払込みがなかった場合は、保険期間の初日以後、第1回分割保険料領収前に生じた事故
② 第2回以降の分割保険料の払込みがなかった場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に生じた事故。ただし、保険契約者が払込期日後1か月を経過するまでの間にその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

第5条（解除一分割保険料不払の場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
（2）（1）の解除の効力は、次に定める時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
② （1）②による解除の場合は、次回払込期日
（3）（1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、領収した保険料から、既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

III. 追加保険料分割払条項

第1条（追加保険料の分割払）

当会社は、この追加保険料分割払条項により、普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、（4）または（6）に定めるところにより請求する追加保険料を当会社から定める回数に分割して払い込むことを承認します。ただし、保険契約者から追加保険料の全額を一時に当会社に払い込む旨の申出があった場合を除きます。

第2条（分割追加保険料の払込み）

（1）保険契約者は、前条の規定において分割した追加保険料（以下「分割追加保険料」といいます。）を次に定める日までに払い込まなければなりません。
① 第1回分割追加保険料については、払込日
② 第2回以降の分割追加保険料については、払込日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日
（2）保険契約者が、当会社が請求した第1回分割追加保険料を払込日までに払い込まなかったときは、当会社は、次に掲げる追加保険料の発生事由ごとに、普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を適用します。この場合には、同条中の「追加保険料」を「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。
① 追加保険料の発生事由が同条（1）または（2）の場合は、同条（3）の規定
② 追加保険料の発生事由が同条（4）の場合は、同条（5）の規定
③ 追加保険料の発生事由が同条（6）の場合は、同条（7）の規定
（3）保険契約者は、第2回以降の分割追加保険料について、第1回分割追加保険料の払込日の属する月の翌月以降、Ⅱ. 契約保険料分割払条項第1条（保険料の分割払）の分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込まなければなりません。この場合、当会社は、分割追加保険料が加算された後の分割保険料を第2回以降の分割保険料とみなして、同条項第4条（分割保険料不払の場合の事故の取扱い）および同条項第5条（解除一分割保険料不払の場合）の規定を適用します。

第3条（分割追加保険料の口座振替）

（1）当会社は、この保険契約の第2回以降分割保険料の払込みが既に口座振替の方法で行われている場合は、分割追加保険料を口座振替の方法により払い込むことを承認します。
（2）当会社は契約条件の異動日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、変更後の条件で保険金を支払います。
（3）保険契約者は、普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。
（4）第1回分割追加保険料が払込日に払い込まなかった場合には、保険契約者は、第1回分割追加保険料を払込日の属する月の翌月の払込期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
（5）保険契約者が、（4）の第1回分割追加保険料を払い込まなかった場

合には、当会社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、次のとおり取扱います。

- ① 保険契約者が、普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）および（４）の規定により当会社が請求した第1回分割追加保険料を払込日までに払い込まなかった場合には、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者が、普通保険約款基本条項第13条（６）の規定により当会社が請求した第1回分割追加保険料を払込日までに払い込まなかった場合には、当会社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約（注）の規定に従い、保険金を支払います。
- （注）この特約を含みます。
- （６）保険契約者は、被保険者または損害賠償請求権者（注）が、異動日以後（４）に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、第1回分割追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （注）当会社に対して損害賠償額を直接請求できる者をいいます。
- （７）当会社は、（４）の第1回分割追加保険料が払い込まなかった場合には、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （８）（７）の解除は、異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （９）（７）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、領収した保険料から、既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- （10）当会社は、第1回分割追加保険料が払込日に払い込まなかった場合であっても、その理由が、保険契約者の責めに帰することのできない事由により提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合には、払込日の属する月の翌月の応答日を第1回分割追加保険料払込期日とみなしてこの追加保険料分割払条項の規定を適用します。

第4条（事故発生時の義務一分割追加保険料を口座振替で払い込む場合）

- （１）事故が発生した場合、保険契約者または被保険者は、前条（２）の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。
- （２）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （３）保険契約者または被保険者が（１）の協力を拒んだことにより、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認に遅延が生じた場合は、当会社は、遅延した期間については、普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払時期）（１）および（２）の期間に算入しないものとします。

第5条（返還保険料の指定口座への振込み一保険料を口座振替で払い込んでいる場合）

この保険契約の第2回以降分割保険料の払込みが口座振替の方法で行われている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（４）または（６）に定めるところにより当会社が返還する保険料について、保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、当会社の定める日に指定口座に振り込むことができます。

（27）クレジットカードによる保険料支払に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

異動	保険証券または保険申込書等の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
異動日	次のいずれかに該当する時以後の保険契約者あるいは被保険者が指定する日で、保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。 ① 当会社の承認を要しない異動の場合は、異動の通知を当会社が受領した時 ② 当会社の承認を要する異動の場合は、異動の通知を当会社が受領し、これを承認した時
オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際し、クレジットカード会社に対し、次の事項について確認を行うことをいいます。 ① そのクレジットカードが利用可能な状態であること。 ② クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。
会員規約等	クレジットカード会員がクレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	分割保険料および契約内容の変更に伴う追加保険料等を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、クレジットカードによって、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。

第3条（保険料の領収）

- （１）保険契約者から、クレジットカードを使用してこの保険契約の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会員規約等に従いクレジットカードが使用された場合には、当会社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）に、その保険料を領収したものとみなします。
- （注）保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、（１）の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- （１）前条（２）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- （２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（１）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（１）の規定を適用します。
- （３）当会社は、保険契約者が（２）の保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- （４）（３）の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じ

- ます。ただし、契約内容の変更に伴う追加保険料等が払い込まれなかった場合の解除は、異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) 保険契約者が契約内容の変更に伴う追加保険料等の支払を怠ったために、当社が(3)の規定により保険契約を解除した場合は、領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率(一般)によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

第5条(保険料の返還の特則)

- (1) この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、次に該当する場合を除き、第3条(保険料の領収)(1)の規定によるその保険料を領収したものとみなした後に保険料を返還します。
- ① 前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合
 - ② 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合
- (2)(1)に規定する保険料の返還は、当社が保険料相当額を領収したとみなしたクレジットカードに対して行うことができるものとします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(28) 通信販売に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動	保険証券または保険申込書等の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
異動日	次のいずれかに該当する時以後の保険契約者あるいは被保険者が指定する日で、保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。 ① 当社の承認を要しない異動の場合は、異動の通知を当社が受領した時 ② 当社の承認を要する異動の場合は、異動の通知を当社が受領し、これを承認した時
継続契約保険料	継続契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割保険料をいいます。
追加保険料	この保険契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割追加保険料をいいます。
保険金	この保険契約(注)に適用される普通保険約款および特約の規定により支払われる保険金をいいます。 (注) 継続契約の保険期間開始以降は、継続契約をいいます。
保険料	この保険契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条(保険契約の申込み)

- (1) 当社に対して、保険契約の申込みをしようとする者は、次に定めるいずれかの方法により、保険契約申込みの意思表示(以下この条において「契約意思の表示」といいます。)または保険契約の申込みを行うことができます。
- ① 所定の保険契約申込書に所要の事項を記載し、当社に送付するこ

と。

- ② 電話、ファクシミリ等の通信手段を媒体とし、当社に対し契約意思の表示をすること。
- (2)(1)①の規定により当社が保険契約申込書の送付を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受確認書を保険契約者に送付します。
- (3)(1)②の規定により当社が契約意思の表示を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約申込書または引受確認書を保険契約者に送付します。
- (4)(3)の規定により当社から保険契約申込書が送付された場合には、保険契約者は、保険契約申込書に所要の事項を記載し、当社へ返送しなければなりません。
- (5)(2)および(3)の規定により当社から引受確認書が送付された場合には、保険契約者は、引受確認書の内容を点検し、引受確認書の内容に訂正がある場合は、当社に対し、速やかに訂正の申出を行わなければなりません。なお、訂正の申出をする場合は、電話、ファクシミリまたはインターネット通信等を用いて行うことができます。

第3条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(2)および(3)の引受確認書を受け取った場合は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、引受確認書に記載された払込方法および払込期日に従って保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の保険料払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、引受確認書に記載された保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)の払込期日から14日以内に保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条(引受確認書の記載事項)

- 当社は、第2条(保険契約の申込み)(2)および(3)に規定する引受確認書に、次の事項を記載します。
- ① この保険契約の保険料、払込方法および払込期日
 - ② 当社が引受を行う保険契約の内容

第5条(当社への通知)

- 次に定める申出、通知および請求は、書面、電話、ファクシミリまたはインターネット通信等により、当社に直接行わなければなりません。
- ① 普通保険約款車両条項第4条(協定保険価額)(2)および(3)に定める通知
 - ② 普通保険約款基本条項第3条(告知義務)(3)③に定める申出
 - ③ 普通保険約款基本条項第4条(通知義務)(1)に定める通知
 - ④ 普通保険約款基本条項第5条(保険契約者の住所変更)に定める通知
 - ⑤ 普通保険約款基本条項第6条(被保険自動車の譲渡)(1)に定める通知
 - ⑥ 普通保険約款基本条項第7条(被保険自動車の入替)(1)に定める通知および(4)に定める請求
 - ⑦ 普通保険約款基本条項第10条(保険契約の解除)(3)に定める通知
 - ⑧ 普通保険約款基本条項第13条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める通知
 - ⑨ 普通保険約款基本条項第28条(保険契約者の変更)(2)に定める申出

第6条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第13条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)および(4)の定めるところに従い、

当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、異動日または当会社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日から14日以内にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、異動日または当会社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日から14日以内にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、（1）および（2）に規定する追加保険料の額が1,000円以下である場合には、追加保険料を請求しません。ただし、普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（3）③の承認により生じる追加保険料を除きます。
- (4) （1）および（2）の追加保険料が当会社に払い込まれる前に、保険契約者が、次に定める申出、通知および請求を新たに行った場合には、当会社は、これを承認しないことがあります。
- ① 普通保険約款車両条項第4条（協定保険価額）（2）に定める通知
 - ② 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（3）③に定める申出
 - ③ 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）（1）に定める通知
 - ④ 普通保険約款基本条項第6条（被保険自動車の譲渡）（1）に定める通知
 - ⑤ 普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の入替）（1）に定める通知および（4）に定める請求
 - ⑥ 普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（6）に定める通知
 - ⑦ 普通保険約款基本条項第28条（保険契約者の変更）（2）に定める申出
- (5) 当会社は、（1）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款車両条項第4条（協定保険価額）（4）の規定により保険金額を増額する場合は、（6）の規定を適用します。
- (6) 当会社は、（2）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約（注）の規定に従い、保険金を支払います。
- （注）この特約を含みます。
- (7) 当会社は、（1）または（2）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8)（7）の解除は、異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (9)（7）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、領収した保険料から、既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

第7条（保険契約の継続）

- (1) 当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、この保険契約の保険期間の末日の6週間前までに、次に定めるいずれかの方法により、この保険契約の継続契約（以下「継続契約」といいます。）の内容を通知します。
- ① 所要の事項を記載した所定の保険契約継続申込書（以下「継続申込書」といいます。）を保険契約者に送付すること。
 - ② 所要の事項を記載した継続通知書（以下「継続通知書」といいます。）を保険契約者に送付すること。
 - ③ インターネット通信を媒体とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
- (2) 保険契約者は、次に定めるいずれかの方法により、この保険契約を継続する旨の意思表示（当会社が通知した継続契約の内容を変更して継続

する意思表示を含みます。以下この条において「継続意思表示」といいます。）をすることができます。

- ① （1）①の規定により当会社が継続申込書を保険契約者に送付した場合は、継続申込書に所要の事項を記載し、当会社に返送すること。
 - ② （1）②の規定により当会社が継続通知書を保険契約者に送付した場合または（1）③の規定により当会社が所要の事項を保険契約者に送信した場合は、電話、ファクシミリ、インターネット通信または当会社所定の書面により、継続意思表示をすること。
 - ③ ②の継続意思表示を行うことのできる期間（以下この条において「継続意思表示期間」といいます。）は、この保険契約の保険期間の末日の午後4時までとします。
 - ④ ②の継続意思表示をしなかった場合でも、保険契約者が次条に規定する継続契約保険料を継続意思表示期間内に当会社に払い込んだ場合には、当会社は、保険契約者が当会社が通知した継続契約の内容で継続意思表示をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、継続契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについてはこの保険契約を継続し、次条に規定する継続契約保険料を領収した後に、保険証券または引受内容等を記載した引受通知書（以下「保険証券等」といいます。）を保険契約者に送付します。
- ① 当会社が（2）①の継続申込書の送付を受けた場合
 - ② 当会社が（2）②の継続意思表示を受けた場合
 - ③ （2）④の規定により当会社が保険契約者からの継続意思表示を受けたとみなした場合
- (4) 保険契約者は、保険証券等に記載された内容を点検し、保険証券等の内容に訂正がある場合は、当会社に対し、速やかに訂正の申出を行わなければならない。なお、訂正の申出をする場合は、電話、ファクシミリまたはインターネット通信等を用いて行うことができます。

第8条（継続契約保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により継続契約保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、継続契約保険料を継続契約の保険期間の初日の午後4時までに、当会社の定める方法により払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合には、継続契約の保険期間が始まった後であっても、継続契約保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（継続契約保険料払込みの特則）

- (1) 当会社は、前条（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合であっても、継続契約の保険期間の初日から14日以内に継続契約保険料が払い込まれた場合には、同条（2）の規定は適用しません。
- (2)（1）の規定により、被保険者が、継続契約保険料払い込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)（3）の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（29）インターネットによる契約に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

異動	保険証券または保険契約申込画面等の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
異動日	次のいずれかに該当する時以後の保険契約者あるいは被保険者が指定する日で、保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。 ① 当会社の承認を要しない異動の場合は、異動の通知を当社が受領した時 ② 当会社の承認を要する異動の場合は、異動の通知を当社が受領し、これを承認した時
継続契約保険料	継続契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割保険料をいいます。
追加保険料	この保険契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割追加保険料をいいます。
保険金	この保険契約（注）に適用される普通保険約款および特約の規定により支払われる保険金をいいます。 （注）継続契約の保険期間開始以降は、継続契約をいいます。
保険料	この保険契約に保険料分割払特約が適用される場合には、第1回分割保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

- （1）当会社に対して、保険契約の申込みをしようとする者は、インターネット通信を媒体として、保険契約申込みの意思表示（以下この条において「契約意思の表示」といいます。）または保険契約の申込みを行うことができます。
- （2）（1）の規定により当社が保険契約者から契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約申込画面を保険契約者に明示します。
- （3）保険契約者は、保険契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に返信しなければなりません。

第3条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、保険契約申込画面に記載された払込方法および払込期日に従って保険料を当社に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、（1）の保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約申込画面に記載された保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、（1）の払込期日から14日以内に保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（3）の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条（保険契約申込画面の記載事項）

当会社は、第2条（保険契約の申込み）（2）に規定する保険契約申込画面に次の事項を記載します。

- ① この保険契約の保険料、払込方法および払込期日
- ② 当社が引受けを行う保険契約の内容

第5条（当会社への通知）

次に定める申出、通知および請求は、書面、電話、ファクシミリまたはインターネット通信等により、当会社に直接行わなければなりません。

- ① 普通保険約款車両条項第4条（協定保険価額）（2）および（3）に定める通知

- ② 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（3）③に定める申出
- ③ 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）（1）に定める通知
- ④ 普通保険約款基本条項第5条（保険契約者の住所変更）に定める通知
- ⑤ 普通保険約款基本条項第6条（被保険自動車の譲渡）（1）に定める通知
- ⑥ 普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の入替）（1）に定める通知および（4）に定める請求
- ⑦ 普通保険約款基本条項第10条（保険契約の解除）（3）に定める通知
- ⑧ 普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定める通知
- ⑨ 普通保険約款基本条項第28条(保険契約者の変更)（2）に定める申出

第6条（追加保険料の払込み）

- （1）普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）および（4）の定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、異動日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日から14日以内にその全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （2）普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、異動日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日から14日以内にその全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （3）当会社は、（1）および（2）に規定する追加保険料（注）の額が1,000円以下である場合には、追加保険料を請求しません。
（注）普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（3）③の承認により生じる追加保険料を除きます。
- （4）（1）および（2）の追加保険料が当社に払い込まれる前に、保険契約者が、次に定める申出、通知および請求を新たに行った場合には、当会社は、これを承認しないことがあります。
 - ① 普通保険約款車両条項第4条（協定保険価額）（2）に定める通知
 - ② 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（3）③に定める申出
 - ③ 普通保険約款基本条項第4条（通知義務）（1）に定める通知
 - ④ 普通保険約款基本条項第6条（被保険自動車の譲渡）（1）に定める通知
 - ⑤ 普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の入替）（1）に定める通知および（4）に定める請求
 - ⑥ 普通保険約款基本条項第13条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定める通知
 - ⑦ 普通保険約款基本条項第28条(保険契約者の変更)（2）に定める申出
- （5）当会社は、（1）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款車両条項第4条（協定保険価額）（4）の規定により保険金額を増額する場合は、（6）の規定を適用します。
- （6）当会社は、（2）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約（注）の規定に従い、保険金を支払います。
（注）この特約を含みます。
- （7）当会社は、（1）または（2）の追加保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （8）（7）の解除は、異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （9）（7）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、領収し

- た保険料から、既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- 第7条（保険契約の継続）**
- （1）当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、この保険契約の保険期間の末日の6週間前までに、次に定めるいずれかの方法により、この保険契約の継続契約（以下「継続契約」といいます。）の内容を通知します。
- ① 所要の事項を記載した所定の保険契約継続申込書（以下「継続申込書」といいます。）を保険契約者に送付すること。
- ② 所要の事項を記載した継続通知書（以下「継続通知書」といいます。）を保険契約者に送付すること。
- ③ インターネット通信を媒体とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
- （2）保険契約者は、次に定めるいずれかの方法により、この保険契約を継続する旨の意思表示（当会社が通知した継続契約の内容を変更して継続する意思表示を含みます。以下この条において「継続意思表示」といいます。）をすることができます。
- ① （1）①の規定により当会社が継続申込書を保険契約者に送付した場合は、継続申込書に所要の事項を記載し、当会社に返送すること。
- ② （1）②の規定により当会社が継続通知書を保険契約者に送付した場合または（1）③の規定により当会社が所要の事項を保険契約者に送信した場合は、電話、ファクシミリ、インターネット通信または当会社所定の書面により、継続意思表示をすること。
- ③ ②の継続意思表示を行うことのできる期間（以下この条において「継続意思表示期間」といいます。）は、この保険契約の保険期間の末日の午後4時までとします。
- ④ ②の継続意思表示をしなかった場合でも、保険契約者が次条に規定する継続契約保険料を継続意思表示期間内に当会社に払い込んだ場合には、当会社は、保険契約者が当会社が通知した継続契約の内容で継続意思表示をしたものとみなします。
- （3）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、継続契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについてはこの保険契約を継続し、次条に規定する継続契約保険料を領収した後に、保険証券を保険契約者に送付します。
- ① 当会社が（2）①の継続申込書の送付を受けた場合
- ② 当会社が（2）②の継続意思表示を受けた場合
- ③ （2）④の規定により当会社が保険契約者からの継続意思表示を受けたとみなした場合
- （4）保険契約者は、保険証券に記載された内容を点検し、保険証券の内容に訂正がある場合は、当会社に対し、速やかに訂正の申出を行わなければならない。なお、訂正の申出をする場合は、電話、インターネット通信等を用いて行うことができます。
- 第8条（継続契約保険料の払込み）**
- （1）保険契約者は、この保険契約に適用される他の特約の規定により継続契約保険料の払込方法および払込期日が定められている場合を除き、継続契約保険料を継続契約の保険期間の初日の午後4時までに、当会社の定める方法により払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合には、継続契約の保険期間が始まった後であっても、継続契約保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 第9条（継続契約保険料払込みの特則）**
- （1）当会社は、前条（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合であっても、継続契約の保険期間の初日から14日以内に継続契約保険料が払い込まれた場合には、前条（2）の規定は適用しません。
- （2）（1）の規定により、被保険者が、継続契約保険料払込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約保険料を当会社に払い込まなければなりません。

- （3）当会社は、（1）の継続契約保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（3）の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第10条（登録した電子メールアドレスを変更した場合）

当会社に登録した電子メールアドレスを変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく書面または電子メールにより当会社に変更後の電子メールアドレスを通知しなければなりません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（30）継続契約の取扱いに関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、保険証券記載の被保険者および被保険自動車と同一として当会社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
車両保険の免責金額に関する特約	次のいずれかの特約をいいます。 ① 車両事故免責金額ゼロ特約（車対車事故のみ） ② 車両事故免責金額ゼロ特約
団体扱特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）のいずれかの特約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険期間の末日において、継続契約が締結されていない場合であって、かつ、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約の保険期間が1年以上（注）であること。
- ② この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
- ③ この保険契約が、この特約により当会社との間で締結された保険契約でないこと。
- ④ 被保険自動車と被保険自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
- ⑤ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
- ⑥ 保険契約者が、保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に電話、ファクシミリ、インターネット通信または書面により継続契約の申込みを行うこと。
- ⑦ この保険契約に適用される他の特約の規定がある場合を除き、保険契約者が⑥の継続契約の申込みをした日から14日以内に継続契約の保険料（以下「継続契約保険料」といいます。）の全額を当会社に払い込むこと。

（注）この保険契約の保険期間が1年未満であっても、保険期間通算による等級継承特則を適用して、この保険契約およびこの保険契約と保険契約者を同一とする前契約を1保険契約とみなした場合の通算保険期間が1年以上となる場合を含みます。

第2条（この特約による継続契約の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。
- (2) (1) の場合、当会社は、継続契約保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3) およびこの保険契約の普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2) の規定により、被保険者が、継続契約保険料払い込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 当会社は、前条⑦の継続契約保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) (4) の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第3条（継続契約に適用される内容の特則）

- (1) 前条(1)の規定にかかわらず、継続契約に適用される次の事項については、それぞれの定めるところによります。
 - ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合には、被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注1）を基準として算定した被保険自動車の価額見積額を基に保険金額を決定します。
 - ② この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合には、当会社の定めるところにより、同条項における保険証券記載の免責金額と同一の免責金額が継続契約に適用できない場合は、適用が可能な最も低い免責金額（注2）を継続契約の車両条項に適用します。
 - ③ この保険契約に団体扱特約が適用されている場合には、これと異なる団体扱特約を適用することがあります。
 - ④ この保険契約に適用されている特約のうち、特約の適用条件または当会社の規定により特約の付帯できる条件が決定されている特約は、当会社の定めるところにより適用の可否を決定します。
 - ⑤ 継続契約保険料は、この保険契約の保険事故の有無および継続契約の内容等により決定します。
 - （注1）普通保険約款車両条項に規定する市場販売価格相当額をいいます。
 - （注2）車両保険の免責金額に関する特約の適用が可能な場合はその特約を適用します。
- (2) 当会社が普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等（以下（2）において「制度・料率等」といいます。）を改定した場合には、継続契約に適用される制度・料率等は、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(31) 保険証券の不発行に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われる保険金をいいます。
保険金請求権者	被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、

この保険契約の保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の不発行）

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券を発行しません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の保険期間の途中で、当会社に対してこの保険契約の保険証券の発行を請求することができます。
- (3) 当会社は、(2) の請求によりこの保険契約の保険証券を発行する場合には、保険証券の発行に必要な費用を保険契約者に請求することができます。
- (4) 当会社は、(2) の請求によりこの保険契約の保険証券を発行した場合には、次条および第4条（保険金の請求に関する特則）の規定は適用しません。

第3条（保険証券の記載事項の取扱い）

当会社は、この特約により、インターネットの当会社が定めるホームページの画面に記載した事項を保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第4条（保険金の請求に関する特則）

当会社は、この特約により、保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合であっても、保険金請求権者に対しては、保険証券の提出を求めません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。